

平成 28 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 5 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成28年第1回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第 1 号議案 稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例
- 第 2 号議案 稲城市消費生活センター条例
- 第 3 号議案 稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 稲城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第10号議案 稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 第11号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 稲城市消防団条例の一部を改正する条例
- 第13号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

< 補正予算 >

- 第14号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）
- 第15号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）
- 第16号議案 平成27年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 1 7 号議案 平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

第 1 8 号議案 平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号)

第 1 9 号議案 平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 2 0 号議案 平成27年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

<当初予算>

第 2 1 号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計予算

第 2 2 号議案 平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算

第 2 3 号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算

第 2 4 号議案 平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算

第 2 5 号議案 平成28年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第 2 6 号議案 平成28年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第 2 7 号議案 平成28年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第 2 8 号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

第 2 9 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

第1号議案

稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、税外収入の延滞金の徴収に関する通則を定めるため、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）の税外収入に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「税外収入」とは、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の歳入（市税を除く。）であって、法令又は他の条例等の規定により延滞金を徴することとされたものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 税外収入に係る延滞金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(延滞金額及び徴収方法)

第4条 税外収入の納付義務者（以下「納付義務者」という。）は、当該税外収入を納付期限までに納付せず、市長がこれを督促したときは、その納付金額に、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（下水道事業受益者負担金（稲城市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年稲城市条例第1号）第1条の規定により市長が徴収する受益者負担金をいう。）については、年14.5パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間に係る延滞金の割合は、年7.3パーセントとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第5条 市長は、納付義務者が納付期限までに税外収入を納付しなかった場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、前条の規定により課する延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の税外収入については、平成29年4月1日以後の利用に係る分から適用する。

(1) 保育料 次に掲げるものをいう。

ア 稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）第8条の規定により納めるべきこととされる使用料

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により市長が徴収する費用

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定により市長が徴収する費用

(2) 学童クラブ育成料 稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）第7条第1項の規定により納めるべきこととされる学童クラブ育成料をいう。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第4条第1項及び第2項の規定中次の表の左欄に掲げる割合は、当該各項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

14.6パーセント	特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
14.5パーセント	特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
7.3パーセント	特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)

(稲城市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 前項に規定する負担金は、規則で定めるところにより、1年を更に4期に区分し当該期ごとに納付すべき期限を定めて徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第11条を次のように改める。

(延滞金)

第11条 第1条の規定により負担金を納付すべきこととされた者は、当該負担金を市長が指定した期限までに納付せず、市長がこれを督促したときは、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例(平成28年稲城市条例第 号)第4条、第5条及び付則第2条の規定に基づき算出した延滞金額を加算して納付しなければならない。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

(稲城市学童クラブ設置条例の一部改正)

第4条 稲城市学童クラブ設置条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「月額5,000円を」の次に「市長が定める期限までに」を加える。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(延滞金)

第8条 前条第1項の規定により育成料を納めるべきこととされた者は、当該育成料を同項に規定する期限までに納付せず、市長がこれを督促したときは、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例(平成28年稲城市条例第 号)

第4条、第5条及び付則第2条の規定に基づき算出した延滞金額を加算して納付しなければならない。

(稲城市介護保険条例の一部改正)

第5条 稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

(延滞金)

第22条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、当該保険料を納期限までに納付せず、市長がこれを督促したときは、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第 号）第4条、第5条及び付則第2条の規定に基づき算出した延滞金額を加算して納付しなければならない。

付則第7条を次のように改める。

第7条 削除

(稲城市立保育所設置条例の一部改正)

第6条 稲城市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第8条中「利用者負担額を」の次に「市長が定める期限までに」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の使用料を納めるべきこととされた者は、当該使用料を同項に規定する期限までに納付せず、市長がこれを督促したときは、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第 号）第4条、第5条及び付則第2条の規定に基づき算出した延滞金額を加算して納付しなければならない。

(稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 稲城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年稲城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、保険料を納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限）までに納付せず、市長がこれを督促したときは、稲城市税外収入に係る

延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第 号）第4条、第5条及び付則第2条の規定に基づき算出した延滞金額を加算して納付しなければならない。

付則第4条を次のように改める。

第4条 削除

（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正）

第8条 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年稲城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、利用者負担額の納付に係る延滞金については、稲城市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成28年稲城市条例第 号）の定めるところによる。

第2号議案

稲城市消費生活センター条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）の施行に伴い、同法による改正後の消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、稲城市消費生活センターの組織、運営等に関する事項について規定するため、稲城市消費生活センター条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市消費生活センター条例

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、稲城市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を、稲城市百村2111番地に設置する。

(事業)

第2条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に関する事業を行うものとする。

(施設)

第3条 前条の事業を実施するため、消費生活センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 相談室
- (2) 資料展示室
- (3) 講座室

(休所日等)

第4条 消費生活センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更し、又は設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 消費生活センターの開所時間は、午前9時30分から午後5時までとし、前条に掲げる施設の利用時間は、規則で定める。

(講座室の使用)

第5条 市長は、消費者の保護に資すると認める範囲において、法人その他の団体（稲城市内に住所若しくは居所を有し、又は稲城市内に所在する事業所等に勤務する者が過半数を構成する団体に限る。）であって、規則で定めるものに対し、第3条第3号に規定する講座室（以下単に「講座室」という。）を使用させることができる。

2 前項の規定に基づく講座室の使用料は、無料とする。

(講座室の使用の申請等)

第6条 前条第1項の規定により講座室を使用しようとするものは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に対し、その旨を申請しなければならない。

(講座室の使用の承認)

第7条 市長は、前条第2項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、諾否を決定するとともに、当該申請をしたものに対し、その決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請を承認してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 消費生活センターの管理上の支障を生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 政治、宗教又は営利を目的とする活動の用に供するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活センターの趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する承認に条件を付することができる。

(講座室の使用の変更の承認等)

第8条 前条第1項の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、当該承認に係る申請において申し出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(講座室の使用の承認の取消し等)

第9条 使用者は、消費生活センターにおいて、第7条第1項各号のいずれかに該当する活動をしてはならない。

2 市長は、使用者が前項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該使用者に対して行った第7条第1項の承認を取り消すことができる。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、講座室の使用を終了したとき(前条第2項の規定により使用に係る承認を取り消されたときを含む。)は、速やかに講座室を原状に回復しなけ

ればならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により消費生活センターを損壊、滅失又は毀損したときは、これにより生じた損害を稲城市に支払わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償を減じ、又は免ずることができる。

(職員)

第12条 消費生活センターに、消費生活センター長及び消費生活相談員を置く。

(職員の資格等)

第13条 消費生活センター長は、規則で定めるところにより、市長が任命する。

2 消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）のうちから、市長が委嘱する。

(情報の安全管理)

第14条 消費生活センターは、その取得した情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 第5条第1項の規定による講座室の使用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表8の部中 「行政連絡員 月額 11,900」 を

行政連絡員	月額	11,900
消費生活相談員	日額	12,000

に改める。

第3号議案

稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

稲城市行政手続条例等の一部を改正する条例（平成27年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）第36条を第44条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定中「行政不服審査法第38条第6項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4号議案

稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、稲城市固定資産評価審査委員会における審査の申出その他の手続等の規定を整備するため、稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

稲城市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第12条とし、第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項に規定する手数料については、稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）第43条の定めるところによる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の稲城市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条第1項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度以前の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

第5号議案

稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第6号議案

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第7号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の80（4級等職員にあっては100分の100、5級等職員にあっては100分の110）」を「6月に支給する場合には100分の85（4級等職員にあっては100分の105、5級等職員にあっては100分の115）」に、「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「12月に支給する場合には100分の85（4級等職員にあっては100分の105、5級等職員にあっては100分の115）」を「12月に支給する場合には100分の90（4級等職員にあっては100分の110、5級等職員にあっては100分の120）」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	492,200
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	494,600
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	497,100
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	499,400
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	501,800
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	504,100
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	506,500
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	508,900
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	
	29	183,100	251,700	283,700	354,900	
	30	185,100	253,800	286,000	357,900	
	31	187,200	255,800	288,400	360,800	
	32	189,300	257,900	290,700	363,700	
	33	191,500	259,900	293,000	366,700	
	34	193,600	261,800	295,400	369,600	
	35	195,600	263,700	297,800	372,400	
	36	197,600	265,600	300,100	375,200	
	37	199,600	267,400	302,500	377,800	
	38	201,500	269,200	304,900	380,400	
	39	203,300	271,000	307,300	382,800	
	40	205,000	272,900	309,800	385,300	
	41	206,800	274,700	312,200	387,800	
	42	208,600	276,600	314,600	390,200	
	43	210,400	278,400	317,100	392,600	
	44	212,100	280,200	319,500	395,000	
45	213,800	282,000	322,000	397,500		

46	215,600	283,800	324,500	399,900	
47	217,300	285,600	327,000	402,200	
48	219,000	287,400	329,600	404,500	
49	220,700	289,200	332,200	406,900	
50	222,400	291,000	334,900	409,300	
51	224,100	292,800	337,600	411,600	
52	225,800	294,600	340,300	413,800	
53	227,400	296,400	343,000	415,900	
54	229,100	298,200	345,600	417,900	
55	230,800	300,000	348,100	420,000	
56	232,500	301,700	350,500	422,000	
57	234,100	303,400	352,800	423,900	
58	235,700	305,100	355,100	425,800	
59	237,400	306,800	357,300	427,600	
60	239,000	308,500	359,400	429,400	
61	240,600	310,200	361,400	431,200	
62	242,200	311,800	363,400	432,700	
63	243,900	313,500	365,400	433,800	
64	245,500	315,100	367,300	434,700	
65	247,100	316,600	369,200	435,600	
66	248,800	318,200	371,000	436,400	
67	250,400	319,700	372,700	437,100	
68	252,000	321,300	374,300	437,800	
69	253,600	322,800	375,900	438,500	
70	255,300	324,300	377,000	439,200	
71	256,900	325,700	378,100	439,900	
72	258,500	327,100	379,000	440,600	
73	260,100	328,600	379,900	441,300	
74	261,700	330,100	380,800	442,000	
75	263,400	331,500	381,700	442,700	
76	265,000	332,900	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	389,100	448,800	
86	280,500	343,400	389,700	449,400	
87	282,000	344,100	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	393,200	452,600	
93	290,800	347,500	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	394,300	453,600	
95	293,600	348,500	394,800	454,100	

96	295,000	349,000	395,300	454,600	
97	296,400	349,400	395,800	455,000	
98	297,700	349,900	396,300		
99	298,900	350,300	396,800		
100	300,200	350,800	397,300		
101	301,400	351,300	397,800		
102	302,600	351,700	398,300		
103	303,800	352,200	398,800		
104	304,900	352,700	399,300		
105	306,000	353,100	399,700		
106	306,900	353,500	400,200		
107	307,800	353,900	400,700		
108	308,700	354,300	401,100		
109	309,500	354,700	401,500		
110	310,200	355,100	402,000		
111	310,900	355,500	402,500		
112	311,600	355,900	402,900		
113	312,300	356,300	403,300		
114	312,700	356,700	403,800		
115	313,200	357,100	404,300		
116	313,700	357,500	404,700		
117	314,100	357,900	405,100		
118	314,500	358,300	405,600		
119	314,800	358,700	406,000		
120	315,100	359,100	406,400		
121	315,400	359,500	406,800		
122	315,800	359,800	407,300		
123	316,100	360,200	407,700		
124	316,400	360,600	408,100		
125	316,700	361,000	408,500		
126	317,100	361,300	409,000		
127	317,400	361,700	409,400		
128	317,700	362,100	409,800		
129	318,000	362,500	410,200		
130	318,400		410,700		
131	318,700		411,100		
132	319,000		411,500		
133	319,300		411,900		
134	319,700		412,300		
135	320,000		412,700		
136	320,300		413,100		
137	320,600		413,500		
138	320,900		413,900		
139	321,300		414,300		
140	321,600		414,700		
141	321,900		415,100		
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				

	146	323,400				
	147	323,700				
	148	324,000				
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用 職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、156,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	131,900	226,900	265,800	297,400
	2	132,400	228,800	267,600	299,500
	3	132,900	230,500	269,400	301,600
	4	133,400	232,300	271,200	303,700
	5	133,900	234,000	273,000	305,800
	6	134,400	235,600	274,900	307,900
	7	134,900	237,300	276,700	310,000
	8	135,500	238,900	278,500	312,100
	9	136,100	240,500	280,400	314,100
	10	136,600	242,100	282,300	316,100
	11	137,300	243,700	284,100	318,100
	12	137,900	245,300	285,900	320,100
	13	138,500	246,900	287,700	322,000
	14	139,300	248,500	289,400	324,000
	15	140,200	250,100	291,100	325,900
	16	141,100	251,700	292,800	327,800
	17	142,000	253,300	294,500	329,700
	18	143,100	254,900	296,300	331,600
	19	144,300	256,500	297,900	333,500
	20	145,500	258,100	299,600	335,500
	21	146,700	259,700	301,300	337,300
	22	147,900	261,300	302,900	339,200
	23	149,100	262,900	304,500	341,000
	24	150,300	264,500	306,100	342,800
	25	151,500	266,100	307,700	344,600
	26	152,900	267,700	309,200	346,300
	27	154,400	269,400	310,700	347,900
	28	155,900	271,000	312,100	349,500
	29	157,400	272,500	313,500	351,100
	30	159,000	274,100	315,000	352,300
	31	160,600	275,600	316,400	353,500
	32	162,200	277,000	317,800	354,700
	33	163,900	278,500	319,200	355,900
	34	165,500	280,000	320,600	357,000
	35	167,200	281,300	322,000	358,000
	36	168,900	282,700	323,300	359,100
	37	170,600	284,000	324,600	360,100
	38	172,200	285,400	325,800	361,100
	39	173,900	286,800	327,000	362,000
	40	175,600	288,000	328,100	362,900
	41	177,300	289,300	329,300	363,800
	42	178,800	290,500	330,300	364,600
	43	180,200	291,700	331,200	365,400
	44	181,600	292,800	332,100	366,200
45	183,000	293,900	333,000	366,900	

46	184,400	294,900	333,900	367,500
47	185,800	295,900	334,700	368,100
48	187,200	296,900	335,500	368,700
49	188,500	297,900	336,300	369,200
50	189,800	298,900	337,100	369,700
51	191,000	299,800	337,800	370,100
52	192,200	300,700	338,500	370,500
53	193,300	301,600	339,200	370,900
54	194,800	302,500	339,900	371,300
55	196,300	303,400	340,500	371,700
56	197,800	304,200	341,100	372,100
57	199,300	305,000	341,700	372,400
58	200,600	305,800	342,200	372,800
59	202,200	306,600	342,700	373,200
60	203,700	307,400	343,200	373,600
61	205,100	308,200	343,600	373,900
62	206,700	308,800	344,000	374,300
63	208,200	309,400	344,400	374,700
64	209,700	310,000	344,800	375,000
65	211,100	310,600	345,200	375,300
66	212,600	311,200	345,600	375,700
67	214,100	311,800	346,000	376,100
68	215,600	312,400	346,400	376,400
69	217,000	312,900	346,700	376,700
70	218,500	313,500	347,100	377,100
71	220,100	314,000	347,500	377,400
72	221,400	314,500	347,800	377,700
73	222,800	315,000	348,100	378,000
74	224,300	315,500	348,500	378,300
75	225,800	316,000	348,800	378,600
76	227,200	316,500	349,100	378,900
77	228,600	316,900	349,400	379,200
78	230,000	317,400	349,800	379,500
79	231,400	317,800	350,100	379,800
80	232,900	318,200	350,400	380,100
81	234,200	318,600	350,700	380,400
82	235,600	319,000	351,000	380,700
83	237,200	319,400	351,300	381,000
84	238,600	319,700	351,600	381,300
85	240,000	320,000	351,900	381,600
86	241,500	320,400	352,200	381,900
87	242,900	320,800	352,500	382,200
88	244,400	321,100	352,800	382,500
89	245,800	321,400	353,100	382,800
90	247,200	321,800	353,400	383,100
91	248,600	322,100	353,700	383,400
92	250,000	322,400	354,000	383,700
93	251,400	322,700	354,300	384,000
94	252,900	323,100	354,600	384,300
95	254,300	323,400	354,900	384,600

96	255,600	323,700	355,200	384,900
97	256,800	324,000	355,500	385,200
98	258,200	324,400	355,800	385,500
99	259,600	324,700	356,100	385,800
100	261,000	325,000	356,400	386,100
101	262,100	325,200	356,700	386,400
102	263,400	325,500	357,000	386,700
103	264,700	325,800	357,300	387,000
104	265,900	326,100	357,600	387,300
105	267,100	326,400	357,900	387,600
106	268,100	326,800	358,200	387,900
107	269,100	327,100	358,500	388,200
108	270,100	327,300	358,800	388,500
109	271,100	327,600	359,100	388,800
110	272,100	327,900	359,400	389,100
111	273,100	328,200	359,700	389,400
112	273,800	328,500	360,000	389,700
113	274,700	328,800	360,300	390,000
114	275,500	329,100	360,600	390,300
115	276,300	329,400	360,900	390,600
116	277,100	329,700	361,200	390,900
117	277,800	330,000	361,500	391,200
118	278,400	330,300	361,800	391,500
119	279,000	330,600	362,100	391,800
120	279,600	330,900	362,400	392,100
121	280,100	331,200	362,700	392,400
122	280,600	331,500	363,000	392,700
123	281,000	331,800	363,300	393,000
124	281,400	332,100	363,600	393,300
125	281,800	332,400	363,900	393,600
126	282,200	332,700	364,200	393,900
127	282,600	333,000	364,500	394,200
128	283,000	333,300	364,800	394,500
129	283,300	333,600	365,100	394,800
130	283,700	333,900	365,400	395,100
131	284,100	334,200	365,700	395,400
132	284,500	334,500	366,000	395,700
133	284,800	334,800	366,300	396,000
134	285,100	335,100	366,600	396,300
135	285,400	335,400	366,900	396,600
136	285,700	335,700	367,200	396,900
137	286,000	336,000	367,500	397,200
138	286,300	336,300	367,800	397,500
139	286,600	336,600	368,100	397,800
140	286,900	336,900	368,400	398,100
141	287,200	337,200	368,700	398,400
142	287,500	337,500	369,000	398,700
143	287,800	337,800	369,300	399,000
144	288,100	338,100	369,600	399,300
145	288,400	338,400	369,900	399,600

146	288,700	338,700	370,200	399,900
147	289,000	339,000	370,500	400,200
148	289,300	339,300	370,800	400,500
149	289,600	339,600	371,100	400,800
150	289,900	339,900	371,400	
151	290,200	340,200	371,700	
152	290,500	340,500	372,000	
153	290,800	340,800	372,300	
154	291,100	341,100	372,600	
155	291,400	341,400	372,900	
156	291,700	341,700	373,200	
157	292,000	342,000	373,500	
158	292,300	342,300	373,800	
159	292,600	342,600	374,100	
160	292,900	342,900	374,400	
161	293,200	343,200	374,700	
162	293,500	343,500	375,000	
163	293,800	343,800	375,300	
164	294,100	344,100	375,600	
165	294,400	344,400	375,900	
166	294,700	344,700	376,200	
167	295,000	345,000	376,500	
168	295,300	345,300	376,800	
169	295,600	345,600	377,100	
170	295,900	345,900	377,400	
171	296,200	346,200	377,700	
172	296,500	346,500	378,000	
173	296,800	346,800	378,300	
174	297,100	347,100	378,600	
175	297,400	347,400	378,900	
176	297,700	347,700	379,200	
177	298,000	348,000	379,500	
178	298,300	348,300	379,800	
179	298,600	348,600	380,100	
180	298,900	348,900	380,400	
181	299,200	349,200	380,700	
182	299,500	349,500	381,000	
183	299,800	349,800	381,300	
184	300,100	350,100	381,600	
185	300,400	350,400	381,900	
186	300,700	350,700	382,200	
187	301,000	351,000	382,500	
188	301,300	351,300	382,800	
189	301,600	351,600	383,100	
190	301,900	351,900	383,400	
191	302,200	352,200	383,700	
192	302,500	352,500	384,000	
193	302,800	352,800	384,300	
194	303,100	353,100		
195	303,400	353,400		

196	303,700	353,700		
197	304,000	354,000		
198	304,300	354,300		
199	304,600	354,600		
200	304,900	354,900		
201	305,200	355,200		
202	305,500	355,500		
203	305,800	355,800		
204	306,100	356,100		
205	306,400	356,400		
206	306,700	356,700		
207	307,000	357,000		
208	307,300	357,300		
209	307,600	357,600		
210	307,900	357,900		
211	308,200	358,200		
212	308,500	358,500		
213	308,800	358,800		
214	309,100	359,100		
215	309,400	359,400		
216	309,700	359,700		
217	310,000	360,000		
218	310,300	360,300		
219	310,600	360,600		
220	310,900	360,900		
221	311,200	361,200		
222	311,500	361,500		
223	311,800	361,800		
224	312,100	362,100		
225	312,400	362,400		
226	312,700			
227	313,000			
228	313,300			
229	313,600			
230	313,900			
231	314,200			
232	314,500			
233	314,800			
234	315,100			
235	315,400			
236	315,700			
237	316,000			
238	316,300			
239	316,600			
240	316,900			
241	317,200			
242	317,500			
243	317,800			
244	318,100			
245	318,400			

246	318,700				
247	319,000				
248	319,300				
249	319,600				
250	319,900				
251	320,200				
252	320,500				
253	320,800				
254	321,100				
255	321,400				
256	321,700				
257	322,000				
258	322,300				
259	322,600				
260	322,900				
261	323,200				
262	323,500				
263	323,800				
264	324,100				
265	324,400				
266	324,700				
267	325,000				
268	325,300				
269	325,600				
270	325,900				
271	326,200				
272	326,500				
273	326,800				
再任用 職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、自動車運転、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	214,200	319,200	421,200
	2	216,600	323,000	424,200
	3	219,000	326,800	427,200
	4	221,500	330,600	430,100
	5	224,000	334,400	433,000
	6	226,500	338,300	435,900
	7	229,000	342,200	438,700
	8	231,500	346,100	441,600
	9	234,100	350,000	444,500
	10	236,600	353,900	447,300
	11	239,200	357,800	450,100
	12	241,800	361,700	453,000
	13	244,400	365,600	455,900
	14	248,200	369,600	458,700
	15	252,000	373,600	461,500
	16	255,900	377,600	464,200
	17	259,800	381,600	466,900
	18	263,700	384,500	469,700
	19	267,600	387,400	472,500
	20	271,700	390,200	475,200
	21	275,700	393,000	477,900
	22	279,600	395,700	480,600
	23	283,400	398,400	483,200
	24	287,100	401,100	485,700
	25	290,800	403,800	488,300
	26	294,400	406,400	490,900
	27	297,900	408,900	493,400
	28	301,400	411,400	495,800
	29	304,800	413,900	498,200
	30	308,300	416,400	500,700
	31	311,800	418,900	503,200
	32	315,300	421,300	505,700
	33	318,700	423,700	508,100
	34	322,200	426,100	510,600
	35	325,700	428,400	513,000
	36	329,100	430,700	515,400
	37	332,400	433,000	517,800
	38	335,500	435,300	520,200
	39	338,600	437,600	522,600
	40	341,700	439,900	524,900
	41	344,700	442,200	527,200
	42	347,700	444,500	529,200
	43	350,700	446,700	531,200
	44	353,700	448,900	533,200
	45	356,600	451,100	535,100
46	359,600	453,300	536,900	

47	362,600	455,400	538,500
48	365,500	457,400	540,000
49	368,400	459,400	541,400
50	370,300	461,300	542,800
51	372,200	463,100	544,200
52	374,100	464,800	545,600
53	375,900	466,500	547,000
54	377,600	467,900	548,300
55	379,400	469,200	549,600
56	381,200	470,400	550,900
57	382,900	471,600	552,100
58	384,300	472,700	553,200
59	385,800	473,800	554,300
60	387,300	474,900	555,400
61	388,800	475,900	556,500
62	389,900	476,800	557,600
63	390,900	477,800	558,700
64	391,900	478,700	559,800
65	392,900	479,500	560,800
66	393,800	480,300	561,800
67	394,700	481,000	562,800
68	395,500	481,700	563,800
69	396,300	482,400	564,800
70	397,000	483,100	565,800
71	397,700	483,700	566,800
72	398,400	484,300	567,700
73	399,000	484,900	568,600
74	399,700	485,500	569,600
75	400,300	486,100	570,500
76	401,000	486,700	571,400
77	401,700	487,300	572,300
78	402,400	487,900	573,200
79	403,100	488,500	574,100
80	403,800	489,000	575,000
81	404,400	489,600	575,800
82	405,100	490,200	576,700
83	405,700	490,800	577,600
84	406,400	491,300	578,500
85	407,000	491,800	579,300
86	407,600	492,400	580,200
87	408,300	492,900	581,100
88	409,000	493,500	581,900
89	409,600	494,000	582,600
90	410,100	494,500	583,400
91	410,600	495,100	584,200
92	411,100	495,700	585,000
93	411,600	496,200	585,800
94	412,100	496,800	586,500
95	412,600	497,400	587,300
96	413,100	497,900	588,100
97	413,500	498,400	588,900

98	414,000	499,000	589,600
99	414,500	499,600	590,300
100	415,000	500,100	591,100
101	415,400	500,600	591,800
102	415,900	501,200	592,500
103	416,400	501,800	593,300
104	416,900	502,300	594,000
105	417,300	502,800	594,700
106	417,800		595,300
107	418,300		596,000
108	418,800		596,700
109	419,200		597,400
110			598,100
111			598,800
112			599,500
113			600,200
114			600,900
115			601,600
116			602,300
117			603,000
118			603,700
119			604,400
120			605,100
121			605,800
122			606,500
123			607,200
124			607,900
125			608,600
126			609,300
127			610,000
128			610,700
129			611,400
130			612,100
131			612,800
132			613,500
133			614,200
134			614,900
135			615,600
136			616,300
137			617,000
138			617,700
139			618,400
140			619,100
141			619,800
142			620,500
143			621,200
144			621,900
145			622,600
再任用 職員	289,100	347,300	404,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で、市規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	140,500	200,100	225,100	284,000	508,900
	2	141,600	201,700	227,000	286,400	511,400
	3	142,800	203,300	228,900	288,800	514,000
	4	144,000	205,000	230,800	291,100	516,500
	5	145,200	206,800	232,800	293,400	519,100
	6	146,400	208,500	234,800	295,800	521,600
	7	147,600	210,200	236,800	298,200	524,100
	8	148,800	212,100	238,700	300,500	526,700
	9	150,000	214,000	240,600	302,900	
	10	151,300	215,900	242,500	305,400	
	11	152,600	217,800	244,500	307,800	
	12	153,900	219,600	246,600	310,300	
	13	155,200	221,400	248,600	312,700	
	14	156,500	223,300	250,700	315,200	
	15	157,800	225,200	252,800	317,700	
	16	159,200	227,100	254,900	320,100	
	17	160,700	229,000	257,100	322,600	
	18	162,200	230,900	259,200	325,200	
	19	163,700	232,700	261,400	327,900	
	20	165,200	234,600	263,600	330,500	
	21	166,800	236,600	265,800	333,100	
	22	169,400	238,600	268,000	335,800	
	23	172,000	240,500	270,200	338,500	
	24	174,600	242,300	272,400	341,200	
	25	177,200	244,200	274,600	343,900	
	26	178,900	246,100	276,900	346,600	
	27	180,700	248,000	279,200	349,300	
	28	182,600	250,000	281,500	352,100	
	29	184,500	252,000	283,900	354,900	
	30	186,300	254,000	286,300	357,900	
	31	188,200	256,000	288,600	360,800	
	32	190,300	258,000	290,900	363,700	
	33	192,300	260,100	293,200	366,700	
	34	194,300	262,000	295,500	369,600	
	35	196,400	263,900	297,900	372,400	
	36	198,500	265,700	300,300	375,200	
	37	200,400	267,500	302,700	377,800	
	38	202,200	269,300	305,100	380,400	
	39	203,900	271,200	307,500	382,800	
	40	205,500	273,000	309,900	385,300	
	41	207,100	274,900	312,300	387,800	
	42	208,800	276,800	314,700	390,200	
	43	210,500	278,600	317,100	392,600	
	44	212,200	280,400	319,500	395,000	
45	213,900	282,200	322,000	397,500		

46	215,700	284,000	324,500	399,900	
47	217,400	285,800	327,000	402,200	
48	219,200	287,600	329,600	404,500	
49	221,000	289,400	332,200	406,900	
50	222,700	291,200	334,900	409,300	
51	224,400	293,000	337,600	411,600	
52	226,100	294,800	340,300	413,800	
53	227,800	296,600	343,000	415,900	
54	229,500	298,400	345,600	417,900	
55	231,200	300,100	348,100	420,000	
56	232,900	301,900	350,500	422,000	
57	234,600	303,600	352,800	423,900	
58	236,300	305,400	355,100	425,800	
59	238,000	307,100	357,300	427,600	
60	239,600	308,800	359,400	429,400	
61	241,200	310,500	361,400	431,200	
62	242,800	312,100	363,400	432,700	
63	244,500	313,700	365,400	433,800	
64	246,200	315,300	367,300	434,700	
65	247,800	316,900	369,200	435,600	
66	249,400	318,500	371,000	436,400	
67	251,000	320,000	372,700	437,100	
68	252,700	321,600	374,300	437,800	
69	254,300	323,100	375,900	438,500	
70	255,900	324,600	377,000	439,200	
71	257,500	326,100	378,100	439,900	
72	259,200	327,600	379,000	440,600	
73	260,800	329,100	379,900	441,300	
74	262,400	330,600	380,800	442,000	
75	264,000	331,900	381,700	442,700	
76	265,500	333,200	382,500	443,300	
77	267,000	334,500	383,300	443,900	
78	268,500	335,700	384,100	444,600	
79	270,100	336,900	384,900	445,200	
80	271,600	338,000	385,700	445,800	
81	273,200	339,000	386,500	446,400	
82	274,800	339,900	387,200	447,000	
83	276,200	340,800	387,900	447,600	
84	277,700	341,700	388,500	448,200	
85	279,200	342,500	389,100	448,800	
86	280,600	343,400	389,700	449,400	
87	282,100	344,100	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	393,200	452,600	
93	290,800	347,500	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	394,300	453,600	
95	293,600	348,500	394,800	454,100	

96	295,000	349,000	395,300	454,600	
97	296,300	349,400	395,800	455,100	
98	297,600	349,900	396,300	455,600	
99	298,800	350,300	396,800	456,100	
100	300,000	350,800	397,300	456,600	
101	301,200	351,300	397,800	457,100	
102	302,300	351,700	398,300	457,600	
103	303,400	352,200	398,800	458,100	
104	304,500	352,500	399,300	458,600	
105	305,500	352,800	399,700	459,100	
106	306,300	353,100	400,200	459,600	
107	307,100	353,500	400,700	460,100	
108	308,000	353,900	401,100	460,600	
109	308,900	354,300	401,500	461,100	
110	309,700	354,600	402,000	461,600	
111	310,500	355,000	402,500	462,100	
112	311,300	355,400	402,900		
113	312,000	355,800	403,300		
114	312,500	356,200	403,800		
115	313,100	356,500	404,300		
116	313,600	356,900	404,700		
117	314,000	357,300	405,100		
118	314,300	357,600	405,600		
119	314,600	358,000	406,000		
120	314,900	358,400	406,400		
121	315,200	358,800	406,800		
122	315,500	359,100	407,300		
123	315,800	359,500	407,700		
124	316,100	359,900	408,100		
125	316,400	360,300	408,500		
126	316,700		408,900		
127	317,000		409,300		
128	317,300		409,700		
129	317,600		410,100		
130	317,900		410,500		
131	318,200		410,900		
132	318,500		411,300		
133	318,800		411,700		
134	319,100				
135	319,400				
136	319,700				
137	320,000				
138	320,300				
139	320,600				
140	320,900				
141	321,200				
142	321,500				
143	321,800				
144	322,100				
145	322,400				

	146	322,700				
	147	323,000				
	148	323,300				
	149	323,500				
再任用 職員		200,500	231,700	271,500	313,000	429,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	152,600	201,800	226,300	275,100	508,900
	2	154,000	203,400	228,200	277,300	511,400
	3	155,400	205,100	230,100	279,500	514,000
	4	156,800	206,800	232,000	281,700	516,500
	5	158,200	208,500	234,000	284,000	519,100
	6	159,600	210,200	235,900	286,400	521,600
	7	161,100	211,800	237,800	288,800	524,100
	8	162,600	213,500	239,800	291,100	526,700
	9	164,000	215,200	241,800	293,400	
	10	165,500	216,900	243,800	295,800	
	11	167,000	218,500	245,800	298,200	
	12	168,400	220,200	247,800	300,500	
	13	169,900	222,000	249,800	302,900	
	14	171,500	223,800	251,800	305,400	
	15	173,100	225,600	253,800	307,800	
	16	174,700	227,400	255,800	310,300	
	17	176,300	229,300	257,800	312,700	
	18	177,900	231,100	259,800	315,200	
	19	179,500	232,900	261,900	317,700	
	20	181,100	234,800	264,000	320,100	
	21	182,700	236,700	266,200	322,600	
	22	184,400	238,700	268,300	325,200	
	23	186,300	240,600	270,500	327,900	
	24	188,200	242,500	272,700	330,500	
	25	189,900	244,300	274,900	333,100	
	26	191,400	246,100	277,100	335,800	
	27	192,900	248,000	279,300	338,500	
	28	194,400	250,000	281,500	341,200	
	29	195,900	252,100	283,800	343,900	
	30	197,500	254,100	286,100	346,600	
	31	199,100	256,100	288,500	349,300	
	32	200,600	258,200	290,900	352,100	
	33	202,100	260,400	293,200	354,900	
	34	203,700	262,300	295,500	357,900	
	35	205,300	264,100	297,900	360,800	
	36	206,900	266,000	300,200	363,700	
	37	208,400	267,800	302,600	366,700	
	38	210,000	269,600	305,000	369,600	
	39	211,600	271,400	307,400	372,400	
	40	213,200	273,300	309,900	375,200	
	41	214,700	275,100	312,300	377,800	
	42	216,300	277,000	314,700	380,400	
	43	217,900	278,800	317,200	382,800	
	44	219,500	280,600	319,600	385,300	
45	221,100	282,400	322,100	387,800		

46	222,600	284,300	324,600	390,200	
47	224,200	286,100	327,100	392,600	
48	225,900	287,800	329,700	395,000	
49	227,600	289,600	332,300	397,500	
50	229,400	291,300	335,000	399,900	
51	231,100	293,200	337,700	402,200	
52	232,800	295,000	340,400	404,500	
53	234,500	296,800	343,100	406,900	
54	236,200	298,600	345,700	409,300	
55	237,800	300,300	348,200	411,600	
56	239,400	302,100	350,600	413,800	
57	241,000	303,800	352,900	415,900	
58	242,700	305,700	355,200	417,900	
59	244,300	307,300	357,400	420,000	
60	245,900	308,900	359,500	422,000	
61	247,500	310,500	361,500	423,900	
62	249,200	312,100	363,500	425,800	
63	250,800	313,700	365,500	427,600	
64	252,400	315,300	367,400	429,400	
65	253,900	316,800	369,300	431,200	
66	255,500	318,400	371,000	432,700	
67	257,100	319,900	372,700	433,800	
68	258,700	321,500	374,300	434,700	
69	260,300	323,000	375,900	435,600	
70	261,900	324,500	377,000	436,400	
71	263,600	326,000	378,100	437,100	
72	265,200	327,500	379,000	437,800	
73	266,700	329,000	379,900	438,500	
74	268,300	330,500	380,800	439,200	
75	269,900	332,000	381,700	439,900	
76	271,400	333,400	382,500	440,600	
77	272,900	334,700	383,300	441,300	
78	274,500	336,000	384,100	442,000	
79	276,000	337,200	384,900	442,700	
80	277,500	338,300	385,700	443,300	
81	279,000	339,300	386,500	443,900	
82	280,500	340,300	387,200	444,600	
83	282,000	341,300	387,900	445,200	
84	283,500	342,200	388,500	445,800	
85	285,000	343,100	389,100	446,400	
86	286,400	343,900	389,700	447,000	
87	287,900	344,600	390,300	447,600	
88	289,400	345,300	390,900	448,200	
89	290,800	345,900	391,500	448,800	
90	292,200	346,400	392,100	449,400	
91	293,600	346,800	392,700	450,000	
92	295,000	347,200	393,200	450,500	
93	296,400	347,700	393,700	451,000	
94	297,700	348,100	394,300	451,500	
95	298,900	348,500	394,800	452,000	

96	300,200	349,000	395,300	452,500	
97	301,400	349,500	395,700	453,000	
98	302,600	349,900	396,200	453,500	
99	303,700	350,300	396,700	454,000	
100	304,700	350,800	397,200	454,500	
101	305,700	351,300	397,700	455,000	
102	306,600	351,700	398,200	455,500	
103	307,400	352,100	398,700	456,000	
104	308,200	352,500	399,200	456,500	
105	309,000	352,800	399,600	457,000	
106	309,800	353,200	400,100	457,500	
107	310,500	353,600	400,600	458,000	
108	311,200	354,000	401,000	458,500	
109	311,800	354,300	401,400	459,000	
110	312,300	354,600	401,900	459,500	
111	312,700	355,000	402,400	460,000	
112	313,200	355,400	402,800		
113	313,500	355,800	403,200		
114	313,800	356,200	403,700		
115	314,100	356,600	404,200		
116	314,400	356,900	404,600		
117	314,700	357,300	405,000		
118	315,000	357,700	405,500		
119	315,300	358,100	405,900		
120	315,600	358,500	406,300		
121	315,900	358,800	406,700		
122	316,200	359,100	407,100		
123	316,500	359,500	407,500		
124	316,800	359,900	407,900		
125	317,100	360,200	408,300		
126	317,400	360,500	408,700		
127	317,700	360,900	409,100		
128	318,000	361,300	409,500		
129	318,300	361,600	409,900		
130	318,600				
131	318,900				
132	319,200				
133	319,500				
134	319,800				
135	320,100				
136	320,400				
137	320,700				
138	321,000				
139	321,300				
140	321,600				
141	321,900				
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				

再任用 職 員		204,500	232,900	271,500	313,000	429,100
------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)
消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	508,900
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	511,400
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	514,000
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	516,500
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	519,100
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	521,600
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	524,100
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	526,700
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	
	29	183,100	251,700	283,700	354,900	
	30	185,100	253,800	286,000	357,900	
	31	187,200	255,800	288,400	360,800	
	32	189,300	257,900	290,700	363,700	
	33	191,500	259,900	293,000	366,700	
	34	193,600	261,800	295,400	369,600	
	35	195,600	263,700	297,800	372,400	
	36	197,600	265,600	300,100	375,200	
	37	199,600	267,400	302,500	377,800	
	38	201,500	269,200	304,900	380,400	
	39	203,300	271,000	307,300	382,800	
	40	205,000	272,900	309,800	385,300	
	41	206,800	274,700	312,200	387,800	
	42	208,600	276,600	314,600	390,200	
	43	210,400	278,400	317,100	392,600	
	44	212,100	280,200	319,500	395,000	
45	213,800	282,000	322,000	397,500		

46	215,600	283,800	324,500	399,900	
47	217,300	285,600	327,000	402,200	
48	219,000	287,400	329,600	404,500	
49	220,700	289,200	332,200	406,900	
50	222,400	291,000	334,900	409,300	
51	224,100	292,800	337,600	411,600	
52	225,800	294,600	340,300	413,800	
53	227,400	296,400	343,000	415,900	
54	229,100	298,200	345,600	417,900	
55	230,800	300,000	348,100	420,000	
56	232,500	301,700	350,500	422,000	
57	234,100	303,400	352,800	423,900	
58	235,700	305,100	355,100	425,800	
59	237,400	306,800	357,300	427,600	
60	239,000	308,500	359,400	429,400	
61	240,600	310,200	361,400	431,200	
62	242,200	311,800	363,400	432,700	
63	243,900	313,500	365,400	433,800	
64	245,500	315,100	367,300	434,700	
65	247,100	316,600	369,200	435,600	
66	248,800	318,200	371,000	436,400	
67	250,400	319,700	372,700	437,100	
68	252,000	321,300	374,300	437,800	
69	253,600	322,800	375,900	438,500	
70	255,300	324,300	377,000	439,200	
71	256,900	325,700	378,100	439,900	
72	258,500	327,100	379,000	440,600	
73	260,100	328,600	379,900	441,300	
74	261,700	330,100	380,800	442,000	
75	263,400	331,500	381,700	442,700	
76	265,000	332,900	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	389,100	448,800	
86	280,500	343,400	389,700	449,400	
87	282,000	344,100	390,300	450,000	
88	283,500	344,800	390,900	450,500	
89	285,000	345,500	391,500	451,000	
90	286,400	346,100	392,100	451,600	
91	287,900	346,600	392,700	452,100	
92	289,400	347,000	393,200	452,600	
93	290,800	347,500	393,700	453,100	
94	292,200	348,000	394,300	453,600	
95	293,600	348,500	394,800	454,100	

96	295,000	349,000	395,300	454,600	
97	296,400	349,400	395,800	455,000	
98	297,700	349,900	396,300	455,400	
99	298,900	350,300	396,800	455,800	
100	300,200	350,800	397,300	456,200	
101	301,400	351,300	397,800	456,600	
102	302,600	351,700	398,300	457,000	
103	303,800	352,200	398,800	457,400	
104	304,900	352,700	399,300	457,800	
105	306,000	353,100	399,700	458,200	
106	306,900	353,500	400,200	458,600	
107	307,800	353,900	400,700	459,000	
108	308,700	354,300	401,100	459,400	
109	309,500	354,700	401,500	459,800	
110	310,200	355,100	402,000	460,200	
111	310,900	355,500	402,500	460,600	
112	311,600	355,900	402,900	461,000	
113	312,300	356,300	403,300	461,400	
114	312,700	356,700	403,800	461,800	
115	313,200	357,100	404,300	462,200	
116	313,700	357,500	404,700	462,600	
117	314,100	357,900	405,100	463,000	
118	314,500	358,300	405,600	463,400	
119	314,800	358,700	406,000	463,800	
120	315,100	359,100	406,400		
121	315,400	359,500	406,800		
122	315,800	359,800	407,300		
123	316,100	360,200	407,700		
124	316,400	360,600	408,100		
125	316,700	361,000	408,500		
126	317,100	361,300	409,000		
127	317,400	361,700	409,400		
128	317,700	362,100	409,800		
129	318,000	362,500	410,200		
130	318,400	362,900	410,700		
131	318,700	363,300	411,100		
132	319,000	363,700	411,500		
133	319,300	364,100	411,900		
134	319,700	364,500	412,300		
135	320,000	364,900	412,700		
136	320,300	365,300	413,100		
137	320,600	365,700	413,500		
138	320,900	366,100	413,900		
139	321,300	366,500	414,300		
140	321,600	366,900	414,700		
141	321,900	367,300	415,100		
142	322,200	367,700			
143	322,500	368,100			
144	322,800	368,500			
145	323,100	368,900			

	146	323,400	369,300			
	147	323,700	369,700			
	148	324,000	370,100			
	149	324,300	370,500			
	150	324,600	370,900			
	151	324,900	371,300			
	152	325,200	371,700			
	153	325,500				
再任用 職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考 この表は、消防職員で、市規則で定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行し、この条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第6までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年12月分の勤勉手当に係る特例措置)

- 2 平成27年12月分の勤勉手当に係る改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類する。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第7に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものは、それぞれ当該職務の等級に分類されるものとする。

別表に次の1表を加える。

別表第7（第3条関係）

ア 行政職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任及び副係長の職務
3級	係長の職務
4級	1 課長の職務 2 委員会又は委員の事務局の事務局長の職務 3 議会の事務局の事務局次長の職務
5級	1 部長の職務 2 議会の事務局の事務局長の職務

備考 この表において「委員会又は委員の事務局」とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会又は監査委員の事務局をいう。

イ 行政職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	技能長の職務
4級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医長の職務
3 級	部長の職務

エ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任及び副係長の職務
3 級	課長補佐及び係長の職務
4 級	課長の職務
5 級	部長の職務

オ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任及び副係長の職務
3 級	課長補佐及び係長の職務
4 級	課長の職務
5 級	部長の職務

カ 消防職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	消防士、消防副士長及び消防士長の職務
2 級	消防吏員の主任の職務
3 級	消防吏員の課長補佐及び係長の職務
4 級	1 消防次長の職務 2 消防吏員の課長の職務
5 級	消防長の職務

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第9号議案

稲城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第10号議案

稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成27年法律第29号）による中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の改正及び小口事業資金融資あっせん制度における制限を緩和し中小企業者等の利便性を高めることに伴い、その経営活動及び創業支援の促進を図るため、稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

稲城市小口事業資金融資あっせん条例（平成7年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者」を「中小企業者等」に、「市内中小企業」を「市内中小企業等」に改める。

第2条第1号中「運転資金」を「運転・設備資金」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条第1項中「運転資金又は設備資金」を「運転・設備資金」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者であって、かつ、規則で定める信用保証機関（以下「保証機関」という。）の保証対象業種に属する事業を営んでいること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする場合は100人）以下のもの

第3条第3項第1号中「法第2条第1項に規定する中小企業者」を「第1項第1号アに規定する中小企業者又は同号イに規定する特定非営利活動法人」に改める。

第4条第1項の表を次のように改める。

事業資金の種類	事業資金の用途	融資限度額	融資期間
運転・設備資金	事業経営に必要な運転・設備資金	2,000万円以内	7年以内
緊急運転資金	事業経営上緊急に必要な運転資金	400万円以内	5年以内
開業資金	事業開業に必要な資金	1,000万円以内	7年以内

第4条第4項中「運転資金、設備資金」を「運転・設備資金」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の稲城市小口事業資金融資あっせん条例第1条から第4条までの規定は、施行日以後になされた融資あっせんの申請について適用し、施行日前になされた融資あっせんの申請については、なお従前の例による。

第11号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画稲城駅南地区地区計画及び多摩都市計画稲城駅北地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の表(イ)の項を次のように改める。

(イ) 建築してはならない建築物	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 建築物の2階以下の部分が住宅、共同住宅等の用途に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 工場（自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 工場</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
------------------	---	--

別表第2の5の表(カ)の項を次のように改める。

(カ) 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	<p>(1) 多摩都市計画稲城駅南地区地区計画の計画図に示す1号壁面線及び市道第1520号線の道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。</p> <p>(2) その他の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>
----------------------------------	---

別表第2の14の表(イ)の項を次のように改める。

(イ) 建築してはならない建築物	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 建築物の1階から3階部分を店舗、事務所等の商業・業務施</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線及び多摩都市計画道</p>
------------------	---	--

		<p>設以外の用に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 工場（自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>	<p>路7・5・1号稲城駅北口線に接する敷地における建築物で、当該道路に面する1階及び2階部分を店舗、事務所等の商業・業務施設以外の用に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(3) 市道第1536号線に接する敷地における建築物で、当該道路に面する1階部分を店舗、事務所等の商業・業務施設以外の用に供するもの（エントランス、階段、機械室、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 工場（自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>
--	--	---	--

別表第2の14の表(か)の項を次のように改める。

(か)	<p>建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から多摩都市計画道路3・4・16号稲城南多摩線、多摩都市計画道路7・5・1号稲城駅北口線、市道第1533号線（交通広場）の道路境界線までの距離は、当該建築物の歩道面から高さ2.5メートル以下の部分にあつては1メートル以上とし、高さ2.5メートルを超える当該建築物の部分にあつてはこの限りでない。</p>
-----	-------------------------------------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第12号議案

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の施行及び消防団に関する総務大臣書簡（平成27年2月13日発出）において在勤者の入団促進への協力が求められたことに伴い、消防団員の任用要件を緩和する等のため、稲城市消防団条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号に定める」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 稲城市内に居住し、又は稲城市内の事業所に勤務していること（副団長にあっては、稲城市内に住所を有していること。）。
- (4) 支援団員にあっては、通算して5年以上消防団員の職にあって、退職していること。

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 第4条第3号の要件に該当しなくなったとき。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、団長が団員として不適當であると認めるとき。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第13号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）の施行に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第3から別表第5までを次のように改める。

別表第3（第3条関係）

種類				離隔距離（センチメートル）						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
1 炉	使用温度が摂氏800度以上のもの				250	200	300	200	注1 開放炉にあっては150センチメートルとする。 注2 開放炉にあっては100センチメートルとする。	
	使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの				150	注1 100	200	注1 100		
	使用温度が摂氏300度未満のもの				100	注2 50	100	注2 50		
2 厨房設備	気体燃料	特定不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注	
		特定不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		0	
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0	

	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏800度以上のもの			250	200	300	200	
		使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの			150	100	200	100	
		使用温度が摂氏300度未満のもの			100	50	100	50	
3 ボイラー	気体燃料	特定不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合		15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式		12キロワット以下		4.5	4.5	4.5
					12キロワットを超え42キロワット以下		15	15	15
			密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合		60	15	15	15
		フードを付ける場合			15	15	15	15	
		特定不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5		4.5
				フードを付ける場合		10	4.5		4.5
			半密閉式				4.5		4.5
			密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5		4.5
			屋外用	フードを付けない場合		30	4.5		4.5
フードを付ける場合				10	4.5		4.5		
液体燃料	特定不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		

					ワット以下					
					12キロワット以下	20	1.5		1.5	
					12キロワットを超え70キロワット以下	50	5		5	
					23キロワットを超えるもの	120	45	150	45	
					23キロワット以下	120	30	100	30	
					上記に分類されないもの					
4 ストロブ	気体燃料	特定不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
		特定不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
	液体燃料	特定不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		150	15	100	15
		特定不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100		100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		120	5		5

注 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60センチメートルとする。

上記に分類されないもの					150	100	150	100				
5 温風暖房機	気体燃料	特定不燃以外・特定不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 注2 ダクト接続型以外のものにあつては100センチメートルとする。	
						26キロワット以下	100	15	150	15		
	液体燃料	特定不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100	注1		15
						26キロワット以下	100	150	150	150		
					密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100		10
							60	10	100	10		
	特定不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5		5			
					温風を全周方向に吹き出すもの	80	150		150			
				強制排気型	26キロワット以下	50	5		5			
		密閉式	強制給排気型	50	5		5					
	上記に分類されないもの					100	60	60	注2	60		
	6 乾燥設備	気体燃料	特定不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			特定不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5		4.5		
		上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上			100	50	100	50		

				内部容積が1立方メートル未満		50	30	50	30				
7 簡易湯沸設備	気体燃料	特定不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合		15	4.5	4.5	4.5			
				瞬間型	フードを付けない場合		40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合		15	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式						4.5	4.5	4.5		
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下				4.5	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型		調理台型			0		0	
				瞬間型	壁掛け型・据置型		4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合				60	15	15	15			
			フードを付ける場合				15	15	15	15			
		特定不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5		4.5			
							フードを付ける場合	10	4.5		4.5		
					瞬間型		フードを付けない場合	30	4.5		4.5		
							フードを付ける場合	10	4.5		4.5		
	半密閉式						4.5		4.5				
	密閉式			常圧貯蔵型	12キロワット以下				4.5	4.5		4.5	
					瞬間型		調理台型			0		0	
				瞬間型	壁掛け型・据置型		4.5	4.5		4.5			
	屋外用		フードを付けない場合				30	4.5		4.5			
			フードを付ける場合				10	4.5		4.5			
液体燃料	特定不燃以外				12キロワット以下	40	4.5	15	4.5				
	特定不燃				12キロワット以下	20	1.5		1.5				

8 給湯湯沸設備	気体燃料	特定不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		42キロワット以下	/	15	15	15	
				瞬間型		70キロワット以下	/	15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型		42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	70キロワット	/	0	/	0	
					壁掛け型・据置型		70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	42キロワット	60	15	15	15	
		フードを付ける場合			42キロワット以下	15	15	15	15		
		瞬間型		フードを付けない場合	70キロワット	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	70キロワット以下	15	15	15	15		
		特定不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		42キロワット以下	/	4.5	/	4.5	
				瞬間型		70キロワット以下	/	4.5	/	4.5	
				密閉式	常圧貯蔵型		42キロワット以下	4.5	4.5	/	4.5
					瞬間型	調理台型	70キロワット	/	0	/	0
			壁掛け型・据置型			70キロワット以下	4.5	4.5	/	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	42キロワット	30	4.5	/	4.5	
					フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	/	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	70キロワット	30	4.5	/	4.5	
					フードを付ける場合	70キロワット以下	10	4.5	/	4.5	
	液体燃料		特定不燃以外		70キロワット以下	60	15	15	15		
			特定不燃		70キロワット以下	50	5	/	5		

		上記に分類されないもの			60	15	60	15			
9 ふろがま	気体燃料	特定不燃以外	半密閉式	浴室 内設置	バーナーの取り出し口のないもの(外がま)	21キロワット以下(用以外のバーナーをもつものは42キロワット以下)	/	15注	15	15	
					バーナーの取り出し口のあるもの(内がま)	/	/	60	/		
				浴室 外設置	バーナーの取り出し口のないもの(外がま)	21キロワット以下(用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、用外バーナーが21キロワット以下)	/	15	15	15	
					バーナーの取り出し口のあるもの(外がま)	当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、用外バーナーが21キロワット以下	/	15	60	15	
					バーナーの取り出し口のあるもの(内がまを可燃性壁体を貫通して設置する場合)	当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、用外バーナーが21キロワット以下	/	15	60	/	
				密閉式		バーナーが21キロワット以下	/	2注	2	2	
			屋外用		バーナーが21キロワット以下	60	15	15	15		
			特定不燃	半密閉式	浴室 内設置	バーナーの取り出し口のないもの(外がま)	21キロワット以下(用以外のバーナーをもつものは42キロワット以下)	/	4.5注	/	4.5
						バーナーの取り出し口のあるもの(内がま)	/	/	/	/	
					浴室 外設置	バーナーの取り出し口のないもの(外がま)	21キロワット以下(用以外のバーナーをもつものは42キロワット以下)	/	4.5	/	4.5

注 浴槽との離隔距離は零センチメートルとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合にあっては2センチメートルとする。

		バーナーの取り出し口のあるもの (外がま)	一をもつものは当該バーナーが70		4.5		4.5
		バーナーの取り出し口のあるもの (内がまを可燃性壁体を貫通して設置する場合)	キロワット以下であって、かつ、用				
		密閉式	バーナーが21		2		2
		屋外用	キロワット以下)	30	4.5		4.5
液体燃料	特定不燃以外	39キロワット以下		60	15	15	15
	特定不燃	39キロワット以下		50	5		5
	上記に分類されないもの			60	15	60	15

備考

- 1 「特定不燃以外」の項の離隔距離は、火を使用する設備等から特定不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 2 「特定不燃」の項の離隔距離は、火を使用する設備等から特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 3 表中、「気体燃料」及び「液体燃料」の項は、日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した設備に適用する。

別表第4 (第3条関係)

種類				離隔距離 (センチメートル)					備考		
				入力	上方	側方	前方	後方			
1	電気温風機	特定不燃以外		2キロワット以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 温風の吹き出し方向にあつては60センチメートルとする。		
		特定不燃		2キロワット以下	0 注	0 注	注	0 注			
2	電気調理用機器	特定不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下	1口当たり2キロワット以下	100	2	2	2	注1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離) を示す。 注2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
						1口当たり3キロワット以下	/	20 注1	/	20 注1	
						1口当たり4キロワット以下	/	10 注2	/	10 注2	
						1口当たり1キロワット以下	100	2	2	2	
		1口当たり2キロワット以下	/	15 注1	/	15 注1					
		1口当たり3キロワット以下	/	10 注2	/	10 注2					
		1口当たり1キロワット以下	100	2	2	2					
		1口当たり2キロワット以下	/	10 注1 注2	/	10 注1 注2					
特定不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8キロワット以下	1口当たり3.3キロワット以下	100	2	2	2			
				1口当たり1.5キロワット以下	/	0 注2	/	0 注2			
				1口当たり3キロワット以下	80	0	/	0			
				1口当たり1.5キロワット以下	/	0 注1 注2	/	0 注1 注2			
特定不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式	5.8キロワット	1口当たり3.3キロワット	80	0	/	0			
				1口当たり1.5キロワット	/	0	/	0			

		調理器の もの	以下	ット以 下	/	0 注2	/	0 注2	
3 電気天火	特定不燃以外		2キロワット 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面に あつては10セ ンチメートル とする。
	特定不燃		2キロワット 以下	10	4.5 注	/	4.5 注	4.5 注	
4 電子レンジ	特定不 燃以外	電熱装置を有 するもの	2キロワット 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面に あつては10セ ンチメートル とする。
	特定不 燃	電熱装置を有 するもの	2キロワット 以下	10	4.5 注	/	4.5 注	4.5 注	
5 電気ストーブ	特定 不燃 以外	前方放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）	2キロワット 以下	100	30	100	4.5		
		全周放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）		100	100	100	100		
		自然対流型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）		100	4.5	4.5	4.5		
	特定 不燃	前方放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）	2キロワット 以下	80	15	/	4.5		
		全周放射型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）		80	80	/	80		
		自然対流型（壁取 付式及び天井取付 式のものを除く。）		80	0	/	0		
6 電気乾燥器	特定不 燃以外	食器乾燥器	1キロワット 以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
	特定不 燃	食器乾燥器	1キロワット 以下	0	0	/	0		

7	電気乾燥機	特定不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する場合にあっては零センチメートルとする。 注2 排気口面にあっては4.5センチメートルとする。
		特定不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	注2	0 注2	
8	電気温水器	特定不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		特定不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	/	0	

備考

- 「特定不燃以外」の項の離隔距離は、火を使用する設備等又は火を使用する器具等から特定不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「特定不燃」の項の離隔距離は、火を使用する設備等又は火を使用する器具等から特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 本表に掲げるものは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に適合したものに適用する。

別表第5（第18条関係）

種類				離隔距離（センチメートル）					備考				
				入力	上方	側方	前方	後方					
1	調理用器具	気体燃料	特定不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリッド付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注		
						加熱部が開放されているもの	卓上型グリル		100	15	15		15
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5

			い さ れ て い る も の	な い 場 合						
			フ ードを 付 け る 場 合	卓 上 型 オ ー ブ ン ・ グ リ ル		15	4.5	4.5	4.5	
			加 熱 部 が 隠 へ い さ れ て い る も の	炊 飯 器 （ 炊 飯 容 量 4 リ ッ ト 以 下 ）	4.7キ ロ ワ ッ ト 以 下	30	10	10	10	
				圧 力 調 理 器 （ 内 容 積 10 リ ッ ト 以 下 ）		30	10	10	10	
特 定 不 燃	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	卓 上 型 こ ん ろ （ 1 口 ）	5.8キ ロ ワ ッ ト 以 下	80	0			0	
			卓 上 型 こ ん ろ （ 2 口 以 上 ） ・ グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド 付 こ ん ろ	14キ ロ ワ ッ ト 以 下	80	0			0	
		バ ー ナ ー が 隠 へ い	加 熱 部 が 開 放 さ れ て い る も の	卓 上 型 グ リ ル		80	0			0
			加 熱 部 が 隠 へ い さ れ て	フ ードを 付 け な い 場 合	卓 上 型 オ ー ブ ン ・ グ リ ル	7キ ロ ワ ッ ト 以 下	30	4.5		4.5

					いるもの	卓上型 オーブ ン・グ リル		10	4.5		4.5	
					加熱部が隠 ぺいされて いるもの	炊飯器 (炊飯 容量4 リットル以下)	4.7キロ ワット 以下	15	4.5		4.5	
						圧力調 理器 (内 容積10 リットル以下)		15	4.5		4.5	
2 移動式 ストーブ	気体 燃料	特定 不燃 以外	開放 式	バーナ ーが露 出	前方放射型	7キロ ワット 以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方 向が一方向に 集中する場合 にあっては60 センチメート ルとする。 注2 方向性を 有する場合に あっては100 センチメート ルとする。	
					全周放射型		100	100	100	100		
			バーナ ーが隠 ぺい	自然対流型	100	4.5	4.5	4.5				
				強制対流型	4.5	4.5	60	4.5				
		特定 不燃	開放 式	バーナ ーが露 出	前方放射型	7キロ ワット 以下	80	15	80	4.5		
					全周放射型		80	80	80	80		
	バーナ ーが隠 ぺい	自然対流型	80	4.5	4.5	4.5						
		強制対流型	4.5	4.5	60	4.5						
	液体 燃料	特定 不燃 以外	開放 式	放射型		7キロ ワット 以下	100	50	100	20		
				自然対流型			100	50	50	50		
自然対流型				7キロ ワットを 超え 12キロ ワット 以下	150	100	100	100				
強 制 対 流 型					温風を前方向に 吹き出すもの	12キロ ワット 以下	100	15	100	15		
				7キロ ワット 以下	100	100	100	100				

			温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150	150
特定不燃	開放式	放射型		7キロワット以下	80	30	/	5
		自然対流型		7キロワットを超え12キロワット以下	80	30	/	30
	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	/	100
		温風を全周方向に吹き出すもの		12キロワット以下	80	5	/	5
		温風を全周方向に吹き出すもの		7キロワット以下	80	100	/	100
	温風を全周方向に吹き出すもの		7キロワットを超え12キロワット以下	80	150	/	150	
固体燃料を使用するもの				/	100	50 注2	50 注2	50 注2
3 移動式 こんろ	液体燃料	特定不燃以外		6キロワット以下	100	15	15	15
		特定不燃		6キロワット以下	80	0	/	0
	固体燃料を使用するもの				/	100	30	30

備考

- 「特定不燃以外」の項の離隔距離は、火を使用する器具等から特定不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「特定不燃」の項の離隔距離は、火を使用する器具等から特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 表中、「気体燃料」及び「液体燃料」の項は、日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合した器具に適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存するこの条例による改正前の稲城市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第41条第1項第1号に掲げる防火対象物及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の旧条例第41条第1項第1号に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、この条例による改正後の稲城市火災予防条例第41条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第14号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,622,113千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰 入 金		2,397,810	△44,321	2,353,489
	1 基金繰入金	2,397,810	△44,321	2,353,489
歳 入 合 計		34,666,434	△44,321	34,622,113

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		336,337	199	336,536
	1 議 会 費	336,337	199	336,536
2 総 務 費		3,182,358	1,204	3,183,562
	1 総 務 管 理 費	2,468,111	13,921	2,482,032
	2 徴 税 費	372,849	△3,788	369,061
	3 戸籍住民基本台帳費	177,110	△6,166	170,944
	4 選 挙 費	90,207	345	90,552
	6 監 査 委 員 費	29,273	△3,108	26,165
3 民 生 費		13,538,546	△39,295	13,499,251
	1 社 会 福 祉 費	4,536,847	△10,555	4,526,292
	2 児 童 福 祉 費	6,758,067	△32,433	6,725,634
	3 生 活 保 護 費	2,218,963	1,817	2,220,780
	4 国 民 年 金 費	24,364	1,876	26,240
4 衛 生 費		2,968,647	△6,955	2,961,692
	1 保 健 衛 生 費	1,571,047	△6,955	1,564,092
6 農 林 費		87,696	24	87,720
	1 農 業 費	87,696	24	87,720
7 商 工 費		344,803	△1,499	343,304
	1 商 工 費	344,803	△1,499	343,304

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		4,524,032	△6,678	4,517,354
	1 土 木 管 理 費	502,117	△2,198	499,919
	4 都 市 計 画 費	3,643,877	△4,480	3,639,397
9 消 防 費		1,583,729	△825	1,582,904
	1 消 防 費	1,583,729	△825	1,582,904
10 教 育 費		6,042,372	9,504	6,051,876
	1 教 育 総 務 費	391,833	2,016	393,849
	2 小 学 校 費	1,964,435	537	1,964,972
	3 中 学 校 費	1,447,469	131	1,447,600
	5 社 会 教 育 費	1,107,209	2,046	1,109,255
	6 保 健 体 育 費	868,428	4,774	873,202
歳 出 合 計		34,666,434	△44,321	34,622,113

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 19 款 繰 入 金 (補正額 △44,321 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	2,397,810	△44,321	2,353,489		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	939,408	△44,321	895,087		
					1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△44,321
	計	2,397,810	△44,321	2,353,489		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	△44,321 △44,321

第19款 繰 入 金

歳 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 199 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	議 会 費	336,337	199	336,536	0	0	0	0	199
	1 議 会 費	336,337	199	336,536	0	0	0	0	199
					0	0	0	0	199
計		336,337	199	336,536	0	0	0	0	199

第 2 款 総 務 費 (補正額 1,204 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,468,111	13,921	2,482,032	0	0	0	0	13,921
	1 一 般 管 理 費	1,730,967	13,921	1,744,888	0	0	0	0	13,921
					0	0	0	0	14,873
					0	0	0	0	△952
2	徴 税 費	372,849	△3,788	369,061	0	0	0	0	△3,788
	1 税 務 総 務 費	293,032	△3,788	289,244	0	0	0	0	△3,788
					0	0	0	0	△3,788
3	戸籍住民基本台帳費	177,110	△6,166	170,944	0	0	0	0	△6,166
	1 戸籍住民基本台帳費	177,110	△6,166	170,944	0	0	0	0	△6,166
					0	0	0	0	△6,166

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	10,490	1 人件費(人事課)	14,873
3 職員手当	1,850	2 給料	11,777
4 共済費	1,581	人事異動等	11,777
		3 職員手当	1,561
		人事異動等	1,561
		4 共済費	1,535
		人事異動等	1,535
		15 再任用職員関係費(人事課)	△952
		2 給料	△1,287
		人事異動等	△1,287
		3 職員手当	289
		人事異動等	289
		4 共済費	46
		人事異動等	46
2 給料	1,473	1 人件費(人事課)	△3,788
3 職員手当	△3,588	2 給料	1,473
4 共済費	△1,673	人事異動等	1,473
		3 職員手当	△3,588
		人事異動等	△3,588
		4 共済費	△1,673
		人事異動等	△1,673
2 給料	△2,419	1 人件費(人事課)	△6,166
3 職員手当	△2,373	2 給料	△2,419
4 共済費	△1,374	人事異動等	△2,419
		3 職員手当	△2,373
		人事異動等	△2,373
		4 共済費	△1,374
		人事異動等	△1,374

第2款 総 務 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4	選 挙 費	90,207	345	90,552	0	0	0	0	345
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	28,066	345	28,411	0	0	0	0	345
					0	0	0	0	345
6	監 査 委 員 費	29,273	△3,108	26,165	0	0	0	0	△3,108
	1 監 査 委 員 費	29,273	△3,108	26,165	0	0	0	0	△3,108
					0	0	0	0	△3,108
計		3,182,358	1,204	3,183,562	0	0	0	0	1,204

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	56	1 人件費 (人事課)	345	
		2 給料	56	
3 職員手当	182	人事異動等	56	
		3 職員手当	182	
4 共済費	107	人事異動等	182	
		4 共済費	107	
		人事異動等	107	
2 給料	△1,797	1 人件費 (人事課)	△3,108	
		2 給料	△1,797	
3 職員手当	△830	人事異動等	△1,797	
		3 職員手当	△830	
4 共済費	△481	人事異動等	△830	
		4 共済費	△481	
		人事異動等	△481	

第2款 総務費

第3款 民生費 (補正額 △39,295 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社 会 福 祉 費	4,536,847	△10,555	4,526,292	0	0	0	0	△10,555
	1 社会福祉総務費	556,387	△4,784	551,603	0	0	0	0	△4,784
					0	0	0	0	△4,784
	3 老人福祉費	206,425	△557	205,868	0	0	0	0	△557
					0	0	0	0	△557
	5 国民健康保険 事 業 費	1,060,977	△653	1,060,324	0	0	0	0	△653
					0	0	0	0	△653
	6 介護保険事業費	638,894	527	639,421	0	0	0	0	527
					0	0	0	0	527

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,418	1 人件費 (人事課)	△4,784	
		2 給料	△1,418	
3 職員手当	△1,833	人事異動等	△1,418	
		3 職員手当	△1,833	
4 共済費	△1,533	人事異動等	△1,833	
		4 共済費	△1,533	
		人事異動等	△1,533	
2 給料	△344	1 人件費 (人事課)	△557	
		2 給料	△344	
3 職員手当	△75	人事異動等	△344	
		3 職員手当	△75	
4 共済費	△138	人事異動等	△75	
		4 共済費	△138	
		人事異動等	△138	
2 給料	△803	1 人件費 (人事課)	△653	
		2 給料	△803	
3 職員手当	290	人事異動等	△803	
		3 職員手当	290	
4 共済費	△140	人事異動等	290	
		4 共済費	△140	
		人事異動等	△140	
2 給料	585	1 人件費 (人事課)	527	
		2 給料	585	
3 職員手当	98	人事異動等	585	
		3 職員手当	98	
4 共済費	△156	人事異動等	98	
		4 共済費	△156	
		人事異動等	△156	

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他					
1	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	644,843	△5,088	639,755	0	0	0	0	△5,088				
					0	0	0	0	△5,088				
2	児 童 福 祉 費	6,758,067	△32,433	6,725,634	0	0	0	0	△32,433				
					1 児童福祉総務費	4,087,801	△31,075	4,056,726	0	0	0	0	△31,075
									0	0	0	0	△31,075
4 児童館費	87,312	△1,358	85,954	0	0	0	0	△1,358					
				0	0	0	0	△1,358					
3	生 活 保 護 費	2,218,963	1,817	2,220,780	0	0	0	0	1,817				
					1 生活保護総務費	124,960	1,817	126,777	0	0	0	0	1,817
									0	0	0	0	1,817

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,718	1 人件費(人事課)	△5,088
3 職員手当	△1,383	2 給料	△2,718
4 共済費	△987	人事異動等	△2,718
		3 職員手当	△1,383
		人事異動等	△1,383
		4 共済費	△987
		人事異動等	△987
2 給料	△18,050	1 人件費(人事課)	△31,075
3 職員手当	△6,300	2 給料	△18,050
4 共済費	△6,725	人事異動等	△18,050
		3 職員手当	△6,300
		人事異動等	△6,300
		4 共済費	△6,725
		人事異動等	△6,725
2 給料	△641	1 人件費(人事課)	△1,358
3 職員手当	△528	2 給料	△641
4 共済費	△189	人事異動等	△641
		3 職員手当	△528
		人事異動等	△528
		4 共済費	△189
		人事異動等	△189
2 給料	2,237	1 人件費(人事課)	1,817
3 職員手当	△434	2 給料	2,237
4 共済費	14	人事異動等	2,237
		3 職員手当	△434
		人事異動等	△434
		4 共済費	14
		人事異動等	14

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2	給料	△4,138	1 人件費(人事課)	△6,955
3	職員手当	△1,713	2 給料	△4,138
4	共済費	△1,104	人事異動等	△4,138
			3 職員手当	△1,713
			人事異動等	△1,713
			4 共済費	△1,104
			人事異動等	△1,104

第4款 衛生費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△159	1 人件費（人事課） 24
		2 給料 △159
3 職員手当	46	人事異動等 △159
		3 職員手当 46
4 共済費	137	人事異動等 46
		4 共済費 137
		人事異動等 137

第6款 農 林 費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給 料	△784	1 人件費 (人事課) △1,499
3 職 員 手 当	△559	2 給料 △784
4 共 済 費	△156	人事異動等 △784
		3 職員手当 △559
		人事異動等 △559
		4 共済費 △156
		人事異動等 △156

第7款 商 工 費

第 8 款 土 木 費 (補正額 △6,678 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	502,117	△2,198	499,919	0	0	0	0	△2,198
	1 土 木 総 務 費	285,768	△2,198	283,570	0	0	0	0	△2,198
					0	0	0	0	△2,198
4	都 市 計 画 費	3,643,877	△4,480	3,639,397	0	0	0	0	△4,480
	1 都 市 計 画 総 務 費	99,622	△4,765	94,857	0	0	0	0	△4,765
					0	0	0	0	△4,765
	2 土 地 区 画 整 理 費	2,102,486	2,180	2,104,666	0	0	0	0	2,180
					0	0	0	0	2,180
	4 公 共 下 水 道 費	504,945	△1,895	503,050	0	0	0	0	△1,895
					0	0	0	0	△1,895
	計	4,524,032	△6,678	4,517,354	0	0	0	0	△6,678

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,123	1 人件費 (人事課)	△2,198	
		2 給料	△1,123	
3 職員手当	△12	人事異動等	△1,123	
		3 職員手当	△12	
4 共済費	△1,063	人事異動等	△12	
		4 共済費	△1,063	
		人事異動等	△1,063	
2 給料	△2,826	1 人件費 (人事課)	△4,765	
		2 給料	△2,826	
3 職員手当	△1,176	人事異動等	△2,826	
		3 職員手当	△1,176	
4 共済費	△763	人事異動等	△1,176	
		4 共済費	△763	
		人事異動等	△763	
28 繰出金	2,180	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課)	2,180	
		28 繰出金	2,180	
		土地区画整理事業特別会計繰出金	2,180	
28 繰出金	△1,895	1 下水道事業特別会計繰出金 (下水道課)	△1,895	
		28 繰出金	△1,895	
		下水道事業特別会計繰出金	△1,895	

第8款 土 木 費

第10款 教育費 (補正額 9,504 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	391,833	2,016	393,849	0	0	0	0	2,016
	2 事務局費	204,601	2,016	206,617	0	0	0	0	2,016
					0	0	0	0	2,016
2	小学校費	1,964,435	537	1,964,972	0	0	0	0	537
	1 学校管理費	1,198,292	537	1,198,829	0	0	0	0	537
					0	0	0	0	537
3	中学校費	1,447,469	131	1,447,600	0	0	0	0	131
	1 学校管理費	845,416	131	845,547	0	0	0	0	131
					0	0	0	0	131
5	社会教育費	1,107,209	2,046	1,109,255	0	0	0	0	2,046
	1 社会教育総務費	303,562	2,046	305,608	0	0	0	0	2,046
					0	0	0	0	2,046

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	131	1 人件費 (人事課)	2,016	
		2 給料	131	
3 職員手当	1,598	人事異動等	131	
		3 職員手当	1,598	
4 共済費	287	人事異動等	1,598	
		4 共済費	287	
		人事異動等	287	
2 給料	194	1 人件費 (人事課)	537	
		2 給料	194	
3 職員手当	207	給与改定等	194	
		3 職員手当	207	
4 共済費	136	給与改定等	207	
		4 共済費	136	
		給与改定等	136	
2 給料	20	1 人件費 (人事課)	131	
		2 給料	20	
3 職員手当	65	給与改定等	20	
		3 職員手当	65	
4 共済費	46	給与改定等	65	
		4 共済費	46	
		給与改定等	46	
2 給料	△96	1 人件費 (人事課)	2,046	
		2 給料	△96	
3 職員手当	1,573	人事異動等	△96	
		3 職員手当	1,573	

第10款 教 育 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
4	共済費	569	人事異動等	1,573
			4 共済費	569
			人事異動等	569
2	給料	2,906	1 人件費(人事課)	4,774
			2 給料	2,906
3	職員手当	928	人事異動等	2,906
			3 職員手当	928
4	共済費	940	人事異動等	928
			4 共済費	940
			人事異動等	940

第10款 教 育 費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,281	31,443	
後 補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,489	31,651	
前 比 長 等	0	—	0	0	0	0	△ 208	△ 208	
較									

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(27) 508	1,933,139	1,508,110	3,441,249
補 正 前	(27) 510	1,953,148	1,519,393	3,472,541
比 較	(0) △2	△20,009	△11,283	△31,292

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	47,779	301,917	54,913	38,401	5,074	152,866
	補 正 前	48,664	307,407	54,729	38,342	5,048	152,866
	比 較	△885	△5,490	184	59	26	0

再任用人数は外数であり、本表の職員数には含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
給 料	△20,009	給与改定に伴う増分	2,125 給与改定に伴う増分 2,125
		その他の減分	△ 22,134 育休取得等による減分 △ 21,914 新陳代謝等による減分 △ 220
職 員 手 当	△11,283	給与改定に伴う増分	19,503 給与改定に伴う増分 319 19,184
		その他の減分	△ 30,786 育休取得等による減分 △ 13,827 新陳代謝等による減分 △ 16,959

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
645,080	4,086,329	
658,186	4,130,727	
△13,106	△44,398	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,802	0	824,916	15,338	26,405	240	36,282	177
3,802	0	826,711	18,720	26,405	240	36,282	177
0	0	△1,795	△3,382	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考	
給与改定の状況	
給料表の改定率	平均 0.1%
改定実施時期	平成27年4月1日遡及適用
地域手当	給与改定に伴う増
期末勤勉手当	給与改定に伴う増、支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職(一)	行政職(二)
平成27年12月1日 現在	平均給料月額(円)	310,618	333,736
	平均給与月額(円)	434,187	406,301
	平均年齢	40歳0月	53歳7月
平成26年12月1日 現在	平均給料月額(円)	312,818	337,805
	平均給与月額(円)	413,475	414,862
	平均年齢	40歳9月	53歳6月

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職(一)	行政職(二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
Ⅱ類	改正後	156,100	—	176,700	—
	改正前	155,100	—	174,200	—
Ⅲ類	改正後	144,600	142,000	144,600	142,000
	改正前	143,000	139,500	142,100	139,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職(一)			行政職(二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成27年12月1日 現在		5級	11	3.0	—	—	—
		4級	39	10.5	4級	1	5.3
		3級	82	22.1	3級	6	31.6
		2級	60	16.2	2級	7	36.8
		1級	179	48.2	1級	5	26.3
		計	371	100.0	計	19	100.0
平成26年12月1日 現在		6級	10	2.6	—	—	—
		5級	39	10.4	—	—	—
		4級	10	2.6	4級	0	0.0
		3級	73	19.3	3級	5	25.0
		2級	73	19.3	2級	10	50.0
		1級	173	45.8	1級	5	25.0
		計	378	100.0	計	20	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長補佐 ・係長	主任	主事

エ 昇給

区 分	職 員 数 (A) (人)	昇給に係る職員数 (B) (人)	合計	代表的な職種		
				行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職員数 (A) (人)		503	365	19	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		435	324	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)		12	8	2
		2号給 (人)		2	0	0
		3号給 (人)		1	1	0
		4号給 (人)		317	230	5
		5号給 (人)		93	76	3
		6号給 (人)		10	9	0
比 率 (B) / (A) (%)		86.5	88.8	52.6		
前 年 度	職員数 (A) (人)		508	378	20	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		417	312	13	
	号給数別内訳	1号給 (人)		9	5	4
		2号給 (人)		2	2	0
		3号給 (人)		1	1	0
		4号給 (人)		304	229	7
		5号給 (人)		87	63	2
		6号給 (人)		14	12	0
比 率 (B) / (A) (%)		82.1	82.5	65.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	(1.025) 2.00	(1.225) 2.30	(2.25) 4.30	有
	改正前	(1.025) 2.00	(1.175) 2.20	(2.20) 4.20	
国	改正後	(1.0) 1.975	(1.2) 2.225	(2.20) 4.20	有
	改正前	(1.0) 1.975	(1.15) 2.125	(2.15) 4.10	

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成27年12月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)

キ 地域手当（平成27年12月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	535
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (一)
給料総額に対する 比率 (%)	0.26	0.25	0.01
支給対象職員の比率 (%) (平成27年12月1日現在)	20.93	18.13	2.80
代表的な特殊勤務 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当 (平成27年12月1日現在)

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="520 472 1366 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 472 970 528">扶養等による区分</th> <th data-bbox="970 472 1166 528">市の場合</th> <th data-bbox="1166 472 1366 528">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 528 970 651">配 偶 者</td> <td data-bbox="970 528 1166 651">13,500</td> <td data-bbox="1166 528 1366 651">13,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 651 970 775">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="970 651 1166 775">13,500</td> <td data-bbox="1166 651 1366 775">11,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 775 970 887">上 記 以 外 の 者</td> <td data-bbox="970 775 1166 887">6,000</td> <td data-bbox="1166 775 1366 887">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 887 970 999">満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td> <td data-bbox="970 887 1166 999">4,000</td> <td data-bbox="1166 887 1366 999">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	13,500	13,000	欠 配 第 一 子	13,500	11,000	上 記 以 外 の 者	6,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配 偶 者	13,500	13,000																	
欠 配 第 一 子	13,500	11,000																	
上 記 以 外 の 者	6,000	6,500																	
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="520 1104 1366 1581"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="520 1104 798 1160">市の場合</th> <th data-bbox="798 1104 1366 1160">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1160 798 1581"> 当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td data-bbox="798 1160 951 1581">15,000</td> <td data-bbox="951 1160 1366 1581"> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000 </td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																	
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="520 1693 1366 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1693 951 1749">市の場合</th> <th data-bbox="951 1693 1366 1749">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1749 951 1917"> 交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 </td> <td data-bbox="951 1749 1366 1917"> 交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 </td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6箇月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000																		

第15号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,756,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成28年 2 月 25 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,513,704	77,669	4,591,373
	1 国庫負担金	3,823,426	57,057	3,880,483
	2 国庫補助金	668,047	20,612	688,659
16 都支出金		4,955,292	△25,976	4,929,316
	1 都負担金	1,298,422	9,737	1,308,159
	2 都補助金	3,419,884	△35,713	3,384,171
18 寄附金		563	190	753
	1 寄附金	563	190	753
19 繰入金		2,353,489	70,806	2,424,295
	1 基金繰入金	2,353,489	70,806	2,424,295
21 諸収入		375,709	264	375,973
	4 雑収入	316,022	264	316,286
22 市債		2,577,531	11,800	2,589,331
	1 市債	2,577,531	11,800	2,589,331
歳 入 合 計		34,622,113	134,753	34,756,866

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,183,562	42,271	3,225,833
	1 総務管理費	2,482,032	27,947	2,509,979
	3 戸籍住民基本台帳費	170,944	14,324	185,268
3 民生費		13,499,251	89,064	13,588,315
	1 社会福祉費	4,526,292	27,249	4,553,541
	2 児童福祉費	6,725,634	3,911	6,729,545
	3 生活保護費	2,220,780	57,904	2,278,684
7 商工費		343,304	2,009	345,313
	1 商工費	343,304	2,009	345,313
8 土木費		4,517,354	22,235	4,539,589
	1 土木管理費	499,919	3,110	503,029
	4 都市計画費	3,639,397	19,125	3,658,522
9 消防費		1,582,904	△20,826	1,562,078
	1 消防費	1,582,904	△20,826	1,562,078
歳出合計		34,622,113	134,753	34,756,866

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治体情報セキュリティ強化対策事業	27,493
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	J-LISへの通知・個人番号カード関連事務委任に係る交付金	14,324
9 消防費	1 消防費	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金	75,600

(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
7 商工費	1 商工費	桜・梨の花まつり事業補助金	3,698	5,707

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自治体情報セキュリティ強化対策事業債	11,800	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 77,669 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	3,823,426	57,057	3,880,483		
	1 民生費国庫負担金	3,788,340	57,057	3,845,397		
					1 社会福祉費負担金	7,185
					2 児童福祉費負担金	1,955
					3 生活保護費負担金	43,428
					4 国民健康保険基盤安定負担金	4,489
2	国庫補助金	668,047	20,612	688,659		
	3 消防費国庫補助金	90,001	△12,616	77,385		
					1 消防費補助金	△12,616
	6 総務費国庫補助金	103,191	33,228	136,419		
					1 総務管理費補助金	33,228
	計	4,513,704	77,669	4,591,373		

第16款 都支出金 (補正額 △25,976 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,298,422	9,737	1,308,159		
	1 民生費都負担金	1,257,624	9,737	1,267,361		

(単位：千円)

説	明	
(障害福祉課)		7,185
障害者自立支援給付費等負担金(1/2)		7,185
(障害福祉課)		1,955
児童保護費等負担金(1/2)		1,955
(生活福祉課)		43,428
生活保護費負担金(3/4)		43,428
(保険年金課)		4,489
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/2)		4,489
(防災課)		△12,616
社会資本整備総合交付金(1/3)		△12,616
(情報管理課)		11,850
地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金(1/2)		11,850
(市民課)		21,378
個人番号カード交付事業費補助金(10/10)		14,324
個人番号カード交付事務費補助金(10/10)		7,054

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説	明	

第16款 都 支 出 金

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	(1 民生費都負担金)					1 社会福祉費負担金	3,592
						2 児童福祉費負担金	977
						4 国民健康保険基盤安定負担金	5,168
2	都 補 助 金	3,419,884	△35,713	3,384,171			
	9 消防費都補助金	35,713	△35,713	0			
						1 消防費補助金	△35,713
	計	4,955,292	△25,976	4,929,316			

第18款 寄 附 金 (補正額 190 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	寄 附 金	563	190	753			
	3 土木費寄附金	0	70	70			
						1 都市計画費寄附金	70
	5 総務費寄附金	0	120	120			
						1 Iのまち稲城応援寄附金	120
	計	563	190	753			

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課)	3,592
障害者自立支援給付費等負担金(1/4)	3,592
(障害福祉課)	977
児童保護費等負担金(1/4)	977
(保険年金課)	5,168
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分(3/4)	2,924
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/4)	2,244
(防災課)	△35,713
東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金(1/3)	△35,713

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(土木課)	70
ホテル育成事業への指定寄附金	70
(総務契約課)	120
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城っ子の未来を応援)	30
Iのまち稲城応援指定寄附金(稲城市の観光推進事業を応援)	20
Iのまち稲城応援指定寄附金(市に一任)	70

第18款 寄 附 金

第19款 繰入金 (補正額 70,806 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	2,353,489	70,806	2,424,295		
	1 財政調整基金繰入金	895,087	70,806	965,893		
					1 財政調整基金繰入金	70,806
	計	2,353,489	70,806	2,424,295		

第21款 諸収入 (補正額 264 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑入	316,022	264	316,286		
	3 雑入	315,598	264	315,862		
					1 雑入	264
	計	375,709	264	375,973		

第22款 市債 (補正額 11,800 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市債	2,577,531	11,800	2,589,331		
	6 総務債	0	11,800	11,800		
					1 総務債	11,800
	計	2,577,531	11,800	2,589,331		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	70,806 70,806

第19款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課) 商標使用料	264 264

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 自治体情報セキュリティ強化対策事業債	11,800 11,800

第22款 市 債

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 42,271 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,482,032	27,947	2,509,979	18,904	0	11,800	454	△3,211
	1 一 般 管 理 費	1,744,888	0	1,744,888	7,054	0	0	0	△7,054
					7,054	0	0	0	△7,054
	6 財 産 管 理 費	133,851	290	134,141	0	0	0	290	0
					0	0	0	290	0
	7 企 画 調 査 費	5,416	164	5,580	0	0	0	164	0
					0	0	0	164	0
	9 電 算 管 理 費	432,429	27,493	459,922	11,850	0	11,800	0	3,843
					11,850	0	11,800	0	3,843
3	戸籍住民基本台帳費	170,944	14,324	185,268	14,324	0	0	0	0
	1 戸籍住民基本台帳費	170,944	14,324	185,268	14,324	0	0	0	0
					14,324	0	0	0	0
	計	3,183,562	42,271	3,225,833	33,228	0	11,800	454	△3,211

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		9 再雇用職員等関係費（人事課）
		専務的非常勤職員報酬の財源振替
25積立金	290	1 財産管理費（財政課） 290
		25積立金 290
		財政調整基金積立金 290
14使用料及び賃借料	164	1 企画事務費（企画政策課） 164
		14使用料及び賃借料 164
		著作権料 164
13委託料	14,251	1 電算管理運営費（情報管理課） 27,493
		13委託料 14,251
18備品購入費	13,242	機器等導入設定委託 14,251
		18備品購入費 13,242
		事業用 13,242
19負担金補助及び交付金	14,324	3 個人番号カード関係事業（市民課） 14,324
		19負担金補助及び交付金 14,324
		J-LISへの通知・個人番号カード関連事務委任に係る交付金 14,324

第2款 総 務 費

第 3 款 民 生 費 (補正額 89,064 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	4,526,292	27,249	4,553,541	11,674	8,760	0	0	6,815
	2 心身障害者 福 祉 費	1,405,684	14,370	1,420,054	7,185	3,592	0	0	3,593
					7,185	3,592	0	0	3,593
	5 国民健康保険 事 業 費	1,060,324	12,879	1,073,203	4,489	5,168	0	0	3,222
					4,489	5,168	0	0	3,222
2	児 童 福 祉 費	6,725,634	3,911	6,729,545	1,955	977	0	0	979
	1 児童福祉総務費	4,056,726	3,911	4,060,637	1,955	977	0	0	979
					1,955	977	0	0	979
3	生 活 保 護 費	2,220,780	57,904	2,278,684	43,428	0	0	0	14,476
	2 扶 助 費	2,094,003	57,904	2,151,907	43,428	0	0	0	14,476
					43,428	0	0	0	14,476
	計	13,499,251	89,064	13,588,315	57,057	9,737	0	0	22,270

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 扶助費	14,370	5 自立支援給付等事業（障害福祉課） 14,370
		20扶助費 14,370
		障害介護給付費 14,370
28 繰出金	12,879	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課） 12,879
		28繰出金 12,879
		保険基盤安定繰出金 12,879
20 扶助費	3,911	9 障害児支援事業（障害福祉課） 3,911
		20扶助費 3,911
		障害児通所給付費 3,911
20 扶助費	57,904	1 生活保護事業（生活福祉課） 57,904
		20扶助費 57,904
		医療扶助費 57,904

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び 交 付 金	2,009	6 観光推進事業（経済観光課） 2,009 19 負担金補助及び交付金 2,009 桜・梨の花まつり事業補助金 2,009

第7款 商 工 費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,554,499	11,721,914	1,727,400	978,131	12,471,183
補正額			11,800		11,800
計	9,554,499	11,721,914	1,739,200	978,131	12,482,983
(1) 総務債					
補正前	259,149	234,790	0	24,586	210,204
補正額			11,800		11,800
計	259,149	234,790	11,800	24,586	222,004
合 計					
補正前	19,986,443	22,446,998	2,577,531	1,737,311	23,287,218
補正額			11,800		11,800
計	19,986,443	22,446,998	2,589,331	1,737,311	23,299,018

第16号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 27 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,067,692千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月25日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,548,969	59,867	1,608,836
	1 国庫負担金	1,455,717	59,867	1,515,584
5 療養給付費等交付金		201,353	33,202	234,555
	1 療養給付費等交付金	201,353	33,202	234,555
7 都支出金		605,273	△23,965	581,308
	2 都補助金	548,554	△23,965	524,589
8 共同事業交付金		1,862,479	103,345	1,965,824
	1 共同事業交付金	1,862,479	103,345	1,965,824
10 繰入金		1,012,052	12,879	1,024,931
	1 他会計繰入金	1,012,032	12,879	1,024,911
11 繰越金		6,693	81,506	88,199
	1 繰越金	6,693	81,506	88,199
歳 入 合 計		8,800,858	266,834	9,067,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		5,182,450	226,188	5,408,638
	1 療養諸費	4,594,441	166,992	4,761,433
	2 高額療養費	537,483	58,440	595,923
	6 結核・精神医療給付金	3,523	756	4,279
8 保健事業費		103,453	4,833	108,286
	2 保健事業費	10,278	4,833	15,111
11 諸支出金		10,001	35,813	45,814
	1 償還金及び還付加算金	10,001	35,813	45,814
歳 出 合 計		8,800,858	266,834	9,067,692

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 国庫支出金 (補正額 59,867 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	1,455,717	59,867	1,515,584		
	1 療養給付費等負担金	1,398,998	59,867	1,458,865		
					1 現年度分	59,867
	計	1,548,969	59,867	1,608,836		

第 5 款 療養給付費等交付金 (補正額 33,202 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
I	療養給付費等交付金	201,353	33,202	234,555		
	1 療養給付費等交付金	201,353	33,202	234,555		
					2 過年度分	33,202
	計	201,353	33,202	234,555		

第 7 款 都支出金 (補正額 △23,965 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都補助金	548,554	△23,965	524,589		
	2 東京都国民健康保険調整交付金	479,511	△23,965	455,546		
					1 東京都国民健康保険調整交付金	△23,965
	計	605,273	△23,965	581,308		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	59,867
療養給付費負担金	59,867

第4款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	33,202
過年度収入	33,202

第5款 療 養 給 付 費 等 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	△23,965
東京都国民健康保険調整交付金	△23,965
都普通調整交付金	14,772
都特別調整交付金	△38,737

第7款 都 支 出 金

第 8 款 共同事業交付金 (補正額 103,345 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 共同事業交付金	1,862,479	103,345	1,965,824		
	2 保険財政共同安定化事業交付金	1,699,042	103,345	1,802,387		
					1 保険財政共同安定化事業交付金	103,345
	計	1,862,479	103,345	1,965,824		

第 10 款 繰入金 (補正額 12,879 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 他会計繰入金	1,012,032	12,879	1,024,911		
	1 一般会計繰入金	1,012,032	12,879	1,024,911		
					2 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	3,900
					3 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	8,979
	計	1,012,052	12,879	1,024,931		

第 11 款 繰越金 (補正額 81,506 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 繰越金	6,693	81,506	88,199		
	2 その他繰越金	6,692	81,506	88,198		
					1 その他繰越金	81,506
	計	6,693	81,506	88,199		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険財政共同安定化事業交付金	103,345 103,345

第8款 共 同 事 業 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	3,900 3,900
(保険年金課) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	8,979 8,979

第10款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	81,506 81,506

第11款 繰 越 金

歳 出

第 2 款 保険給付費 (補正額 226,188 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	療 養 諸 費	4,594,441	166,992	4,761,433	47,073	△16,851	0	101,460	35,310
	1 一般被保険者 療養給付費	4,354,290	148,826	4,503,116	45,061	△15,650	0	87,167	32,248
					45,061	△15,650	0	87,167	32,248
	2 退職被保険者等 療養給付費	165,203	8,495	173,698	0	0	0	8,495	0
					0	0	0	8,495	0
	3 一般被保険者 療養費	53,090	9,348	62,438	2,012	△1,201	0	5,475	3,062
					2,012	△1,201	0	5,475	3,062
	4 退職被保険者等 療養費	2,379	323	2,702	0	0	0	323	0
					0	0	0	323	0
2	高 額 療 養 費	537,483	58,440	595,923	12,794	△7,063	0	35,087	17,622
	1 一般被保険者 高額療養費	513,127	56,365	569,492	12,794	△7,063	0	33,012	17,622
					12,794	△7,063	0	33,012	17,622
	2 退職被保険者等 高額療養費	23,368	2,075	25,443	0	0	0	2,075	0
					0	0	0	2,075	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び 交付金	148,826	1 一般被保険者療養給付費（保険年金課） 148,826
		19負担金補助及び交付金 148,826
		一般被保険者療養給付費 148,826
19 負担金補助及び 交付金	8,495	1 退職被保険者等療養給付費（保険年金課） 8,495
		19負担金補助及び交付金 8,495
		退職被保険者等療養給付費 8,495
19 負担金補助及び 交付金	9,348	1 一般被保険者療養費（保険年金課） 9,348
		19負担金補助及び交付金 9,348
		一般被保険者療養費 9,348
19 負担金補助及び 交付金	323	1 退職被保険者等療養費（保険年金課） 323
		19負担金補助及び交付金 323
		退職被保険者等療養費 323
19 負担金補助及び 交付金	56,365	1 一般被保険者高額療養費（保険年金課） 56,365
		19負担金補助及び交付金 56,365
		一般被保険者高額療養費 56,365
19 負担金補助及び 交付金	2,075	1 退職被保険者等高額療養費（保険年金課） 2,075
		19負担金補助及び交付金 2,075

第2款 保 險 給 付 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	(2 退職被保険者等) 高額療養費								
6	結核・精神医療 給 付 金	3,523	756	4,279	0	0	0	0	756
	1 結核・精神医療 給 付 金	3,523	756	4,279	0	0	0	0	756
					0	0	0	0	756
計		5,182,450	226,188	5,408,638	59,867	△23,914	0	136,547	53,688

第11款 諸支出金 (補正額 35,813 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償還金及び 還付加算金	10,001	35,813	45,814	0	0	0	0	35,813
	2 償 還 金	1	35,813	35,814	0	0	0	0	35,813
					0	0	0	0	35,813
計		10,001	35,813	45,814	0	0	0	0	35,813

第17号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,909,965千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月25日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,102,486	2,180	2,104,666
	1 他会計繰入金	2,102,486	2,180	2,104,666
歳入合計		2,907,785	2,180	2,909,965

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		125,164	2,180	127,344
	1 総務管理費	125,164	2,180	127,344
歳出合計		2,907,785	2,180	2,909,965

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 2,180 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	2,102,486	2,180	2,104,666		
	1 一般会計繰入金	2,102,486	2,180	2,104,666		
					1 一般会計繰入金	2,180
	計	2,102,486	2,180	2,104,666		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	2,180 2,180

第4款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	16	54,575	42,202	96,777
補 正 前	16	54,409	40,658	95,067
比 較	0	166	1,544	1,710

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,378	9,413	1,762	1,180	0	2,631
	補 正 前	1,267	8,617	1,762	1,180	0	2,631
	比 較	111	796	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	166		給与改定に伴う増分	166 給与改定に伴う増分 166
職 員 手 当	1,544		給与改定に伴う増分	643 給与改定による増分 25 618
			その他の増分	901 新陳代謝等による増分 901

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
20,663	117,440	
20,193	115,260	
470	2,180	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	24,028	1,080	730	0	0
0	0	23,391	1,080	730	0	0
0	0	637	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
給与改定の状況 給料表の改定率 改定実施時期	平均 0.1% 平成27年4月1日遡及適用
地域手当	給与改定に伴う増
期末勤勉手当	給与改定に伴う増、支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職(一)	行政職(二)
平成27年12月1日 現在	平均給料月額(円)	289,456	—
	平均給与月額(円)	397,979	—
	平均年齢	35歳9月	—
平成26年12月1日 現在	平均給料月額(円)	291,356	—
	平均給与月額(円)	378,487	—
	平均年齢	35歳11月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職(一)	行政職(二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
II類	改正後	156,100	—	176,700	—
	改正前	155,100	—	174,200	—
III類	改正後	144,600	142,000	144,600	142,000
	改正前	143,000	139,500	142,100	139,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職(一)			行政職(二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成27年12月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	3	18.75	3級	0	—
		2級	3	18.75	2級	0	—
		1級	8	50.0	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—
平成26年12月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	2	12.5	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	1	6.3	3級	0	—
		2級	2	12.5	2級	0	—
		1級	9	56.2	1級	0	—
	計	16	100.0	計	0	—	

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長補佐 ・係長	主任	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職員数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	10	10	0
		5号給 (人)	3	3	0
	6号給 (人)	2	2	0	
比 率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00	—		
前 年 度	職員数 (A) (人)	16	16	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	15	15	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	11	11	0
		5号給 (人)	4	4	0
	6号給 (人)	0	0	0	
比 率 (B) / (A) (%)	93.8	93.8	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	2.00	2.30	4.30	有	—
	改正前	2.00	2.20	4.20		
国	改正後	1.975	2.225	4.20	有	—
	改正前	1.975	2.125	4.10		

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当（平成27年12月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)

キ 地域手当（平成27年12月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	16
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（平成27年12月1日現在）

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配 偶 者	13,500	13,000
		欠 配 第 一 子	13,500	11,000
		上 記 以 外 の 者	6,000	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)
市の場合	国の場合				
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000				
通勤手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 </td> <td> 交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給
市の場合	国の場合				
交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000				

第18号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

平成 27 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入予算のうち、都補助金19,125千円を減額し、一般会計繰入金19,125千円を増額する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成28年 2 月25日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		276,712	△19,125	257,587
	1 都 補 助 金	276,712	△19,125	257,587
4 繰 入 金		2,104,666	19,125	2,123,791
	1 他 会 計 繰 入 金	2,104,666	19,125	2,123,791
歳 入 合 計		2,909,965	0	2,909,965

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事 業 費		2,782,320	0	2,782,320
	1 事 業 費	2,782,320	0	2,782,320
歳 出 合 計		2,909,965	0	2,909,965

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	85,541

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 3 款 都 支 出 金 (補正額 △19,125 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	276,712	△19,125	257,587		
	1 区画整理補助金	276,712	△19,125	257,587		
					1 複 戸 区 画 整 理 補 助 金	△19,125
	計	276,712	△19,125	257,587		

第 4 款 繰 入 金 (補正額 19,125 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	2,104,666	19,125	2,123,791		
	1 一般会計繰入金	2,104,666	19,125	2,123,791		
					1 一般会計繰入金	19,125
	計	2,104,666	19,125	2,123,791		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	△19,125
稲城榎戸土地区画整理事業補助金(2.5/10・2.25/10)	△19,125

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	19,125
一般会計繰入金	19,125

第4款 繰 入 金

第19号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成 27 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,895千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,724,716千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月25日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		504,945	△1,895	503,050
	1 他会計繰入金	504,945	△1,895	503,050
歳入合計		2,726,611	△1,895	2,724,716

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		663,758	△1,895	661,863
	1 総務管理費	663,758	△1,895	661,863
歳出合計		2,726,611	△1,895	2,724,716

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第5款 繰入金 (補正額 $\Delta 1,895$ 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	504,945	$\Delta 1,895$	503,050		
	1 一般会計繰入金	504,945	$\Delta 1,895$	503,050		
					1 一般会計繰入金	$\Delta 1,895$
	計	504,945	$\Delta 1,895$	503,050		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 一般会計繰入金	△1,895 △1,895

第5款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	11	39,285	28,114	67,399
補 正 前	11	40,251	28,835	69,086
比 較	0	△966	△721	△1,687

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,152	6,302	881	877	15	1,432
	補 正 前	1,152	6,302	881	877	15	1,432
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	△966	給与改定に伴う増分	49	給与改定に伴う増分 49
		その他の減分	△ 1,015	新陳代謝等による減分 △ 1,015
職 員 手 当	△721	給与改定に伴う増分	401	給与改定に伴う増分 401
		その他の減分	△ 1,122	新陳代謝等による減分 △ 1,122

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
13,113	80,512	
13,321	82,407	
△208	△1,895	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	16,495	540	420	0	0
0	0	17,216	540	420	0	0
0	0	△721	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
<p>給与改定の状況</p> <p>給料表の改定率 平均 0.1%</p> <p>改定実施時期 平成27年4月1日遡及適用</p>	
<p>期末勤勉手当</p>	<p>給与改定に伴う増、支給率の増</p>

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行政職(一)	行政職(二)
平成27年12月1日 現在	平均給料月額(円)	305,272	—
	平均給与月額(円)	377,002	—
	平均年齢	40歳9月	—
平成26年12月1日 現在	平均給料月額(円)	300,855	—
	平均給与月額(円)	379,904	—
	平均年齢	39歳7月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職(一)	行政職(二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	181,200	—	181,200	—
	改正前	181,200	—	181,200	—
Ⅱ類	改正後	156,100	—	176,700	—
	改正前	155,100	—	174,200	—
Ⅲ類	改正後	144,600	142,000	144,600	142,000
	改正前	143,000	139,500	142,100	139,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職(一)			行政職(二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成27年12月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	1	9.1	4級	0	—
		3級	3	27.3	3級	0	—
		2級	2	18.2	2級	0	—
		1級	5	45.4	1級	0	—
		計	11	100.0	計	0	—
平成26年12月1日 現在		6級	0	0.0	—	—	—
		5級	1	9.1	—	—	—
		4級	0	0.0	4級	0	—
		3級	3	27.3	3級	0	—
		2級	1	9.1	2級	0	—
		1級	6	54.5	1級	0	—
	計	11	100.0	計	0	—	

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	課長補佐 ・係長	主任	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		行政職(一)	行政職(二)	
本年度	職員数 (A) (人)	10	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	7	0
		5号給 (人)	1	0
		6号給 (人)	0	0
比率 (B) / (A) (%)	80.0	—		
前年度	職員数 (A) (人)	10	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	0	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	9	0
		5号給 (人)	0	0
		6号給 (人)	0	0
比率 (B) / (A) (%)	100.0	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	2.00	2.30	4.30	有	—
	改正前	2.00	2.20			
国	改正後	1.975	2.225	4.20	有	—
	改正前	1.975	2.125			

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当 (平成27年12月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%~10%加算)
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%~45%加算)

キ 地域手当 (平成27年12月1日現在)

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率 (%) (平成27年12月1日現在)	100.00
特殊勤務手当の名称	下水管渠 ^{きょ} 調査手当

ケ その他の手当 (平成 27 年 12 月 1 日現在)

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="518 481 1364 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 481 965 533">扶養等による区分</th> <th data-bbox="965 481 1161 533">市の場合</th> <th data-bbox="1161 481 1364 533">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 533 965 660">配 偶 者</td> <td data-bbox="965 533 1161 660">13,500</td> <td data-bbox="1161 533 1364 660">13,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 660 965 779">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="965 660 1161 779">13,500</td> <td data-bbox="1161 660 1364 779">11,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 779 965 898">上 記 以 外 の 者</td> <td data-bbox="965 779 1161 898">6,000</td> <td data-bbox="1161 779 1364 898">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 898 965 1003">満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額</td> <td data-bbox="965 898 1161 1003">4,000</td> <td data-bbox="1161 898 1364 1003">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	13,500	13,000	欠 配 第 一 子	13,500	11,000	上 記 以 外 の 者	6,000	6,500	満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																	
配 偶 者	13,500	13,000																	
欠 配 第 一 子	13,500	11,000																	
上 記 以 外 の 者	6,000	6,500																	
満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額	4,000	5,000																	
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="518 1131 1364 1612"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="518 1131 790 1182">市の場合</th> <th data-bbox="790 1131 1364 1182">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1182 790 1612">当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td> <td data-bbox="790 1182 949 1612">15,000</td> <td data-bbox="949 1182 1364 1612">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																	
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="518 1702 1364 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 1702 941 1758">市の場合</th> <th data-bbox="941 1702 1364 1758">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1758 941 1915">交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給</td> <td data-bbox="941 1758 1364 1915">交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 箇月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000																		

第20号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成 27 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,246,703千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2 月 25 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		293	155	448
	1 財産運用収入	293	155	448
歳 入 合 計		4,246,548	155	4,246,703

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		119,298	155	119,453
	1 基金積立金	119,298	155	119,453
歳 出 合 計		4,246,548	155	4,246,703

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 6 款 財 産 収 入 (補正額 155 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	財 産 運 用 収 入	293	155	448		
	1 利子及び配当金	293	155	448		
					1 利子及び配当金	155
	計	293	155	448		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	155
介護保険給付準備基金利子	155

第6款 財 産 収 入

歳 出

第 4 款 基金積立金 (補正額 155 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	基金積立金	119,298	155	119,453	0	0	0	155	0
	1 介護保険給付準備基金積立金	119,298	155	119,453	0	0	0	155	0
					0	0	0	155	0
計		119,298	155	119,453	0	0	0	155	0

第28号議案

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

健全な財政運営を確保するため、内部努力の一環として議員定数を削減するとともに、議員を構成団体の議会の議長のみから選任することとするため、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年2月29日総行地収第124号許可）の一部を次のように変更する。

第5条を次のように改める。

（議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定数は5人とし、別表第2に掲げる構成団体（以下この条において「選挙区団体」という。）の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。

第6条第2項中「構成団体の長又は」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

	選挙区	選挙区定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1
第2区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 柳泉園組合 湖南衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第3区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合	1
第4区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 瑞穂斎場組合 秋川流域斎場組合	1
第5区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	1

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

第29号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成28年2月25日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料軽減策として、その一部を関係市区町村が負担金として支弁する措置を継続する等のため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。